

遺族基礎年金 お手続きガイド



手続きに必要な要件などのご確認

遺族基礎年金の受取り手続きにあたって、必要な要件などをご確認いただきます。



年金の受取り内容のご確認

遺族基礎年金の年金額などをご確認いただきます。



年金額はいくら？



いつからいつまで？



請求書類のご準備

請求書の記載の方法や請求の際の必要書類をご理解いただくとともに、本日お持ちではない書類があれば、ご準備いただきます。



必要書類リスト



請求書類のご提出と重要事項のご確認

請求書類のご提出と請求書提出にあたっての重要事項についてご確認いただきます。



説明事項のご確認

遺族基礎年金 お手続きカード



手続きに必要な要件などのご確認

遺族基礎年金の受取り手続きにあたって、必要な要件などをご確認いただきます。



お手続きカードNo. 1,2,3,4,5,10,11



年金の受取り内容のご案内

遺族基礎年金の年金額などをご確認いただきます。

年金額はいくら？



お手続きカードNo. 6

いつからいつまで？



お手続きカードNo. 7,8,9



請求書類のご準備

請求書の記載の方法や請求の際の必要書類をご理解いただくとともに、本日お持ちではない書類があれば、ご準備いただきます。



必要書類リスト



お手続きカード



請求書等記入例



請求書類のご提出と重要事項のご確認

請求書類のご提出と請求書提出にあたっての重要事項についてご確認いただきます。



説明事項のご確認



お手続きカードNo.12

目次

カード NO.	タイトル	説明の対象者（例）	概要
1	年金を受け取るための 3つの要件	●全ての者	■遺族の要件 ■亡くなった方の被保険者等要件 ■亡くなった方の保険料納付要件
2	遺族の要件	●死亡者の配偶者 ●死亡者の子	■子のある配偶者とは ■子とは
3	亡くなった方の 被保険者等要件	●遺族の要件を満たす者	■短期要件 ■長期要件
4	亡くなった方の 保険料納付要件	(短期要件に該当する場合) ●遺族の要件を満たす者	■3分の2以上納付（原則） ■直近1年間に未納がない（特例） ■保険料納付済期間 ■保険料免除期間
5	生計維持・同一関係とは	●死亡者の配偶者 ●死亡者の子	■子のある配偶者の生計維持・ 同一関係の認定要件 ■子の生計維持関係の認定要件
6	いくら？ － 年金額の計算 －	●全ての者	■子のある配偶者が受け取れる 年金額 ■子が受け取れる年金額
7	いつから受け取れる？	●全ての者	■いつからいつまで受け取れるのか ■いつから入金されるか
8	支給が停止される場合	●受給要件を満たす者	■子のある配偶者の支給が 停止される場合とは ■子の支給が停止される場合とは
9	いつまで受け取れる？	●受給要件を満たす者	■子のある配偶者 ■子
10	死亡の推定と失踪宣告	●3カ月間生死が分からない者の 配偶者または子 ●3カ月以内に死亡が明らかにな ったが、死亡の時期が 分からない者の配偶者または子	■死亡の推定 ■失踪宣告 ■要件判定日
11	交通事故等による 死亡の場合の 支給停止期間	●第三者行為により死亡した 者の配偶者 ●第三者行為により死亡した 者の子	■受け取れなくなるケース ■支給停止される金額
12	請求後の流れ	●請求書を提出した者	■年金の決定と受取り
13	複数の年金を受け取る 権利があるとき	●複数の年金受給権を有する者	■遺族基礎年金以外の年金を 受け取る権利があるとき

No.1-1 年金を受け取るための3つの要件

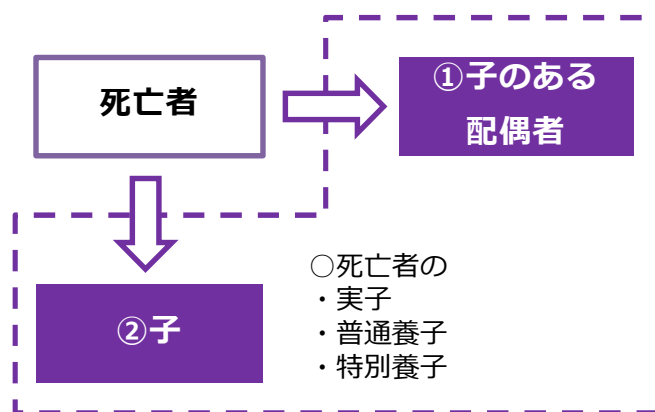
✓ 遺族の要件

死亡日において、亡くなった方によって生計を維持していた次の遺族が受け取ることができます。

①子のある配偶者（※）

②子

➡ 遺-No.2



（※）亡くなった方が妻である場合には、平成26年4月1日以後の死亡によるものに限られます。

↓ : 生計維持関係
[] : 生計同一関係のみ

✓ 亡くなった方の被保険者等要件

死亡日において、亡くなった方が次のいずれかに該当するときに、遺族が受け取ることができます。

ただし、次の1または2に該当する場合には、亡くなった方の保険料納付要件を満たす必要があります。

1	国民年金の <u>被保険者である間に</u> 死亡したとき
2	国民年金の <u>被保険者であった60歳以上65歳未満の方</u> で、 <u>日本国内に住所</u> を有していた方が死亡したとき
3	老齢基礎年金を <u>受け取ることができる方（受給資格期間が25年以上である場合に限る）</u> が死亡したとき（※）
4	<u>受給資格期間が25年以上である方</u> が死亡したとき（※）

➡ 老-No.1

➡ 老-No.1

（※）38ページの（参考）特例1～4に該当する場合は、受給資格期間が25年以上あるものとみなされます。

➡ 遺-（参考）

No.1-2 年金を受け取るための3つの要件

✓ 亡くなった方の保険料納付要件

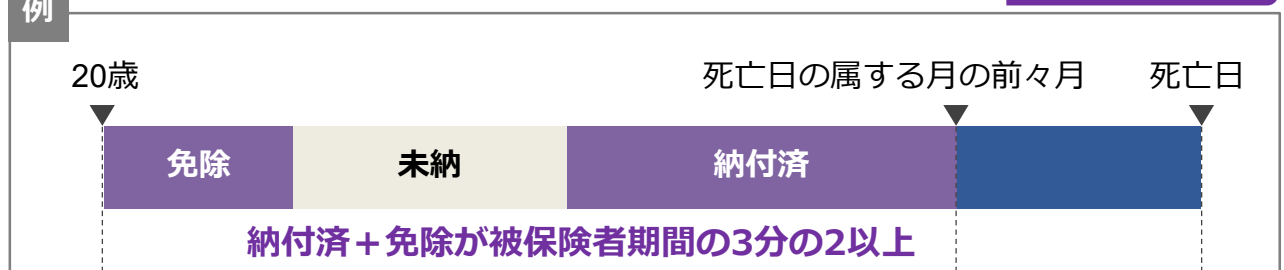
3分の2以上納付（原則）

- **死亡日の前日**において、死亡日の属する月の前々月（注1）までに国民年金の被保険者期間があり、当該被保険者期間のうち、**3分の2以上の期間、納付済が免除**されていた方。

※ 納付しているとみなされるのは、保険料納付済期間と保険料免除期間（学生納付特例、納付猶予等を含む）の合計です。

➡ 遺-No.4

例

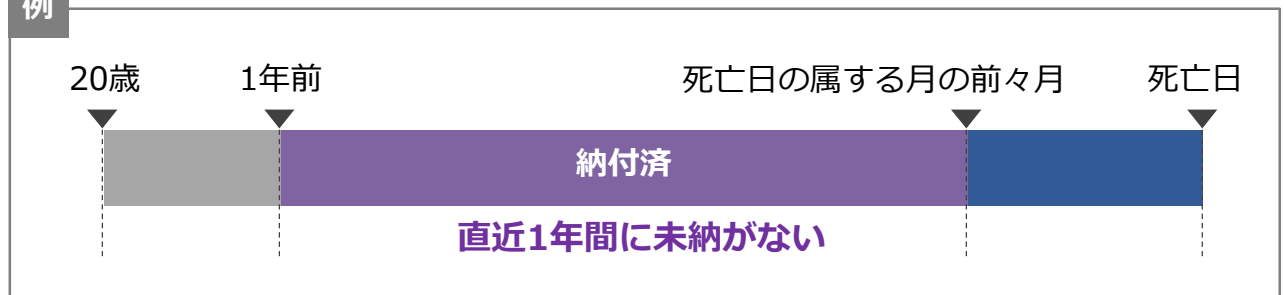


（注1）死亡日が平成3年4月30日までの場合は、「死亡日の属する月の前々月まで」が「死亡日の月前における直近の基準月（1月、4月、7月、10月）の前月まで」となります。

直近1年間に未納がない（特例）

- **死亡日の前日**において、死亡日の属する月の前々月まで（注2）の直近の**1年間**に保険料の未納がない方。
- 令和8年3月31日以前に亡くなった方。

例



（注2）死亡日において国民年金の被保険者でない方は、死亡日の属する月の直近の被保険者であった月までの1年間に保険料の未納がないことが必要となります。

（注3）65歳以上の特例高齢任意加入をしている被保険者が亡くなった場合には、上記要件は適用されず、「3分の2要件」のみが適用されます。

No.2-1 遺族の要件

✓ 子のある配偶者とは

死亡日において、亡くなった方によって生計を維持する配偶者が受け取ることができます。ただし、死亡日において、次のいずれかに該当する子と生計を同じくしていた必要があります。（図1）

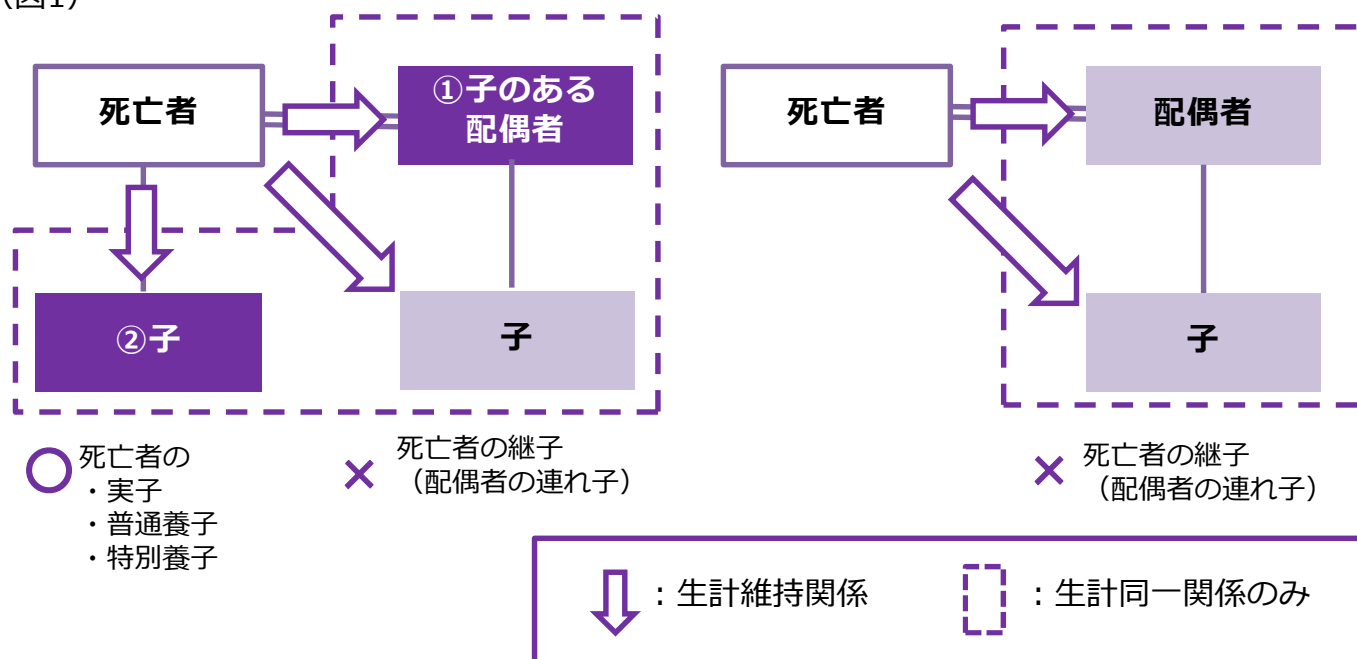
- ・ 18歳未満の子、または18歳に達した日（18歳誕生日の前日）以後最初の3月31日までの間にある子（未婚）
- ・ 国民年金の障害等級1級または2級に該当する程度の障害の状態にある20歳未満の子（未婚）

子のある配偶者に該当する例と留意点

- ・ 配偶者には、亡くなった方と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
- ・ 子は、亡くなった方の法律上の子（血縁関係のある実子、養子縁組した子、認知された子）に限ります。事実上の子（配偶者の連れ子であって亡くなった方と養子縁組していない子など）は、子に含まれません。（図1）
- ・ 死亡日において胎児であった子が生まれたときは、その子は、亡くなった方によって生計を維持するものとみなされます。そして、配偶者は、死亡日において、その子と生計を同じくしていたものとみなされ、その子の出生と同時に将来に向かって受給権を取得します。

➡ 遺族の範囲

（図1）



No.2-2 遺族の要件

✓ 子とは

死亡日において、亡くなった方によって生計を維持する子が受け取ることができます。子は次のいずれかに該当する必要があります。（図2）

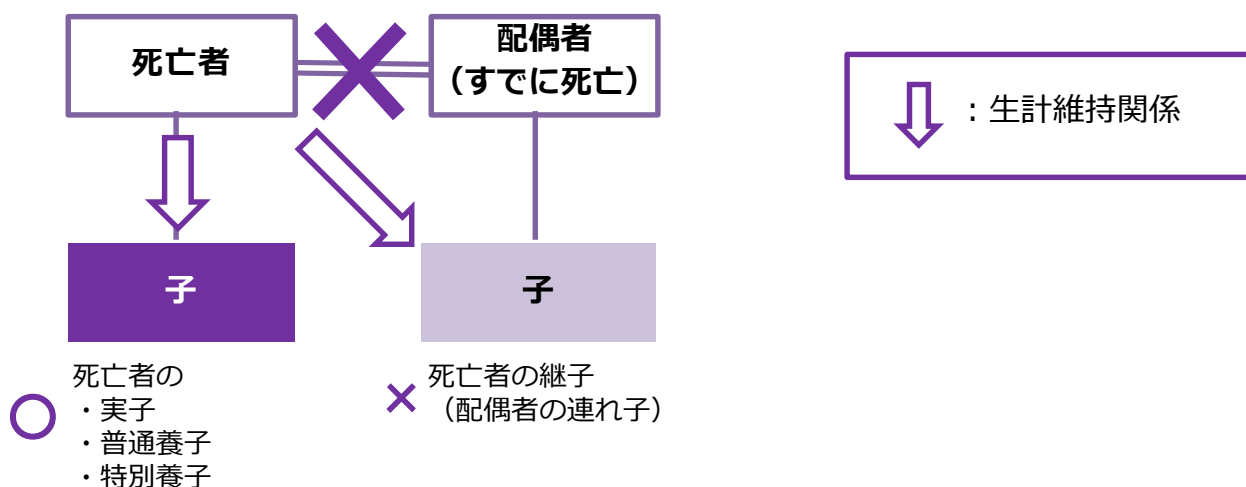
- ・ 18歳未満の子、または18歳に達した日（18歳誕生日の前日）以後最初の3月31日までの間にある子（未婚）
- ・ 国民年金の障害等級1級または2級に該当する程度の障害の状態にある20歳未満の子（未婚）

子に該当する例と留意点

- ・ 子は、亡くなった方の法律上の子（血縁関係のある実子、養子縁組した子、認知された子）に限ります。事実上の子（配偶者の連れ子であって亡くなった方と養子縁組していない子など）は、子に含まれません。（図2）
- ・ 死亡日において胎児であった子が生まれたときは、その子は、亡くなった方によって生計を維持するものとみなされ、出生と同時に将来に向かって遺族基礎年金を受け取ることができる「子」とされます。

➡ 遺族の範囲

（図2）



No.3-1 亡くなった方の被保険者等要件

✓ 短期要件

次のいずれかに該当する場合には、「亡くなった方の保険料納付要件」を満たしている必要があります。

➡ 遺-No.4

- ・ 国民年金の被保険者である間に死亡したとき
- ・ 国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有していた方が死亡したとき

参考1：遺族厚生年金における短期要件

亡くなった方が次のいずれかの要件を満たしている必要があります。

- ・ 厚生年金保険の被保険者である間に死亡したとき
- ・ 厚生年金保険の被保険者である間に初診日がある病気やけがが原因で、初診日から5年以内に死亡したとき
- ・ 障害厚生年金1級または2級を受け取ることができる方が死亡したとき

遺族厚生年金を受け取る要件に該当する場合には、年金事務所が請求窓口になります。

参考2：国民年金被保険者の種類

	どんな人が？	加入の届出先は？	保険料の納付は？
第1号被保険者 (20歳以上 60歳未満)	国内居住者である ・ 学生 ・ 自営業者 ・ 農林漁業者 等	お住まいの市区役所 または町村役場	各自が納付
第2号被保険者 (厚生年金 被保険者)	・ 会社員 ・ 公務員 等	お勤め先で事業主が 届出	お勤め先で納付 (給料から天引き)
第3号被保険者 (20歳以上 60歳未満)	第2号被保険者に 扶養されている 配偶者	配偶者のお勤め先 経由で届出	自己負担なし (配偶者が加入する年金 制度が負担)

※なお、国民年金に任意加入する方も第1号被保険者と同じ扱いとなります。

No.3-2 亡くなった方の被保険者等要件



長期要件



老-No.1

- ・ 老齢基礎年金を受け取ることができる方（受給資格期間が25年以上である場合に限る）が死亡したとき（※）
- ・ 受給資格期間が25年以上である方が死亡したとき（※）

（※） 38ページの（参考）特例 1～4 に該当する場合は、受給資格期間が25年以上あるものとみなされます。



遺-（参考）

参考3：遺族厚生年金における長期要件

亡くなった方が次のいずれかの要件を満たしている必要があります。

- ・ 老齢厚生年金を受け取ることができる方（受給資格期間が25年以上である場合に限る）が死亡したとき
- ・ 受給資格期間が25年以上である方が死亡したとき

遺族厚生年金を受け取る要件に該当する場合には、年金事務所が請求窓口になります。

No.4-1 亡くなった方の保険料納付要件

- ・ 原則または特例の2つの納付要件のいずれかを満たしていることが必要となります。
- ・ 死亡日以後、保険料の納付や免除申請をしても、納付要件の判定の対象に入りません。
- ・ あくまでも死亡日の前日における納付状況に基づき要件判定がされます。

✓ 3分の2以上納付（原則）

死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、当該被保険者期間のうち、3分の2以上の期間納付済か免除されているか否かを判定します。

※ 納付しているとみなされるのは、保険料納付済期間と保険料免除期間（学生納付特例、納付猶予等を含む）の合計です。

例：納付要件を満たす場合（平成30年7月20日に20歳到達）

年度 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
H30				納	納	納	納	未	納	納	納	納
H31 R1	未	未	納	免	免	免	免	免	免	免	免	免
R2	免	免	免	未	未	納	納	未	未	未	未	納
R3	納	納	納	納	納	納	納	死亡日				

※ 死亡日の属する月の前々月までの被保険者期間が39ヵ月、免除＋納付済が30ヵ月であり、要件を満たす。

	: 保険料納付済みの月
	: 保険料が免除された月
	: 保険料が未納の月
	: 未加入期間

No.4-2 亡くなった方の保険料納付要件

✓ 直近1年間に未納がない（特例）

次のすべての要件を判定します。

- **死亡日の前日**において、死亡日の属する月の前々月までの直近の**1年間**に保険料の未納がない
- 令和8年3月31日以前に死亡

65歳以上の特例高齢任意加入をしている被保険者が亡くなった場合には、上記要件は適用されず、「3分の2要件」のみが適用されます。

例1：死亡日が平成3年5月1日以後の場合

令和2年								令和3年								
5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
未	未	未	納	納	納	免	免	免	免	納	納	納	納	納	納	未

▲ 死亡日

※ 死亡日の属する月の前々月までの1年間に未納がないため、要件を満たします。

例2：令和2年11月20日に20歳に到達、令和3年9月10日に死亡した場合

令和2年								令和3年								
5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
/	/	/	/	/	/	免	免	免	免	納	納	納	納	納	納	未

▲ 死亡日

※ 死亡日の属する月の前々月までの1年間に未納がないため、要件を満たします。

例3：死亡日が60歳以後の場合

令和2年								令和3年								
5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
未	納	納	納	納	納	免	免	免	免	納	納	納	/	/	/	/

▲ 60歳 ▲ 死亡日

※ 死亡日の属する月の前々月以前における直近の被保険者期間にかかる月までの1年間に未納がないため、要件を満たします。

No.4-3 亡くなった方の保険料納付要件



保険料納付済期間

保険料納付済期間とは、保険料を納めた期間をいいます。

保険料納付済期間とは？

- 第1号被保険者および昭和61年3月以前の国民年金の被保険者期間のうち保険料を納めた期間
 - 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間
 - 保険料免除期間について保険料を追納した期間
 - 保険料未納期間について保険料を後納した期間
 - 時効消滅不整合期間について保険料を特例追納した期間
 - 国民年金保険料産前産後免除期間に該当する期間
-
- 第2号被保険者期間のうち20歳以上60歳未満の期間
 - 昭和36年4月から昭和61年3月までの厚生年金保険または船員保険の被保険者期間、共済組合等の加入期間のうち20歳以上60歳未満の期間
-
- 第3号被保険者期間
 - ※ 3号該当届が2年以上遅れた場合は、3号特例届を行った日以後保険料納付済期間として認められた期間

No.4-4 亡くなった方の保険料納付要件



保険料免除期間

保険料免除期間とは、保険料の納付義務が免除または猶予された期間をいいます。

1. 保険料免除期間

① 法定免除

法律に定められている要件に該当する方が対象となります。



加入・免除ガイド-No.18

② 申請免除

本人・世帯主・配偶者のそれぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業した場合など、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な方が対象となります。



加入・免除ガイド-No.16

2. 納付猶予期間

① 学生納付特例

本人の前年所得が一定額以下の学生が対象となります。家族の所得は考慮されません。



加入・免除ガイド-No.17

② 納付猶予（令和12年6月まで）

20歳以上50歳未満の方（学生を除きます）で、本人・配偶者のそれぞれの前年所得が一定額以下の方が対象となります。世帯主の所得は考慮されません。



加入・免除ガイド-No.16

No.5-1 生計維持・同一関係とは



子のある配偶者の生計維持・同一関係の認定要件

子のある配偶者と死亡者が、死亡日において生計を同一にしており、配偶者の収入または所得が一定金額未満であることなどが必要です。具体的には次の要件を共に満たす必要があります。

子のある配偶者と死亡者の生計維持関係の認定要件

生計同一 要件 いずれか

- ① 死亡日において子のある配偶者が死亡者と住民票上同一世帯に属していたとき
- ② 死亡日において子のある配偶者が死亡者と住民票上世帯を異にしていたが、住所が住民票上同一であったとき
- ③ 死亡日において子のある配偶者と死亡者の住所が住民票上異なっていたが、子のある配偶者が次のいずれかに該当したとき
 - ア 起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていたと認められるとき
 - イ 単身赴任、就学または病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっていたが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにしたと認められるとき
 - (i) 死亡者から生活費、療養費等の経済的な援助を受けていたこと
 - (ii) 死亡者との間に定期的に音信、訪問があったこと

かつ

収入要件 いずれか

- ① 死亡日において子のある配偶者の前年の収入（前年の収入が確定しない場合にあつては、前々年の収入）が年額850万円未満であったこと
- ② 死亡日において子のある配偶者の前年の所得（前年の所得が確定しない場合にあつては、前々年の所得）が年額655.5万円未満であったこと
- ③ 死亡日において子のある配偶者の一時的な所得があるときは、これを除いた後、前記①または②に該当したこと
- ④ 前記の①、②または③に該当しないが、死亡日において子のある配偶者の定年退職等の事情により近い将来（おおむね5年以内）収入が年額850万円未満または所得が年額655.5万円未満となると認められたこと

No.5-2 生計維持・同一関係とは

子のある配偶者と子の生計同一関係の認定要件

生計同一 要件 いずれか

- ① 死亡日において子が子のある配偶者と住民票上同一世帯に属していたとき
- ② 死亡日において子が子のある配偶者と住民票上世帯を異にしていたが、住所が住民票上同一であったとき
- ③ 死亡日において子と子のある配偶者の住所が住民票上異なっていたが、子が次のいずれかに該当したとき
 - ア 死亡日において子のある配偶者と起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていたと認められるとき
 - イ 単身赴任、就学または病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっていたが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにしたと認められるとき
 - (i) 子のある配偶者から生活費、療養費等の経済的な援助を受けていたこと
 - (ii) 子のある配偶者との間に定期的に音信、訪問があったこと

事実婚関係

事実婚関係にある者とは、いわゆる内縁関係にある者をいうのであり、内縁関係とは、婚姻の届出を欠くが、社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいい、次の要件を備えることを要するものであること

- ① 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること
- ② 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在すること

No.5-3 生計維持・同一関係とは



子の生計維持関係の認定要件

死亡日において子と死亡者が生計を同一にしており、子の収入または所得が一定金額未満であることなどがが必要です。具体的には次の要件を共に満たす必要があります。

生計同一 要件 いずれか

- ① 死亡日において子が死亡者と住民票上同一世帯に属していたとき
- ② 死亡日において子が死亡者と住民票上世帯を異にしていたが、住所が住民票上同一であったとき
- ③ 死亡日において子と死亡者の住所が住民票上異なっていたが、子が次のいずれかに該当したとき
 - ア 起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていたと認められるとき
 - イ 単身赴任、就学または病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっていたが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにしたと認められるとき
 - (i) 死亡者から生活費、療養費等の経済的な援助を受けていたこと
 - (ii) 死亡者との間に定期的に音信、訪問があったこと

かつ

収入要件 いずれか

- ① 死亡日において子の前年の収入（前年の収入が確定しない場合にあつては、前々年の収入）が年額850万円未満であったこと
- ② 死亡日において子の前年の所得（前年の所得が確定しない場合にあつては、前々年の所得）が年額655.5万円未満であったこと
- ③ 死亡日において子の一時的な所得があったときは、これを除いた後、前記①または②に該当すること
- ④ 前記の①、②または③に該当しないが、死亡日において子の事情により近い将来（おおむね5年以内）収入が年額850万円未満または所得が年額655.5万円未満となると認められたこと

No.6-1 いくら？－年金額の計算－



子のある配偶者が受け取れる年金額（昭和31年4月2日以降生まれの方の額）

基本額（年額）831,700円＋子の加算額

※ 基本額と子の人数に応じて加算した額を受け取れます。

※昭和31年4月1日以前生まれの方の満額は、年額829,300円です。

<子の加算額>

1人目、2人目の子：

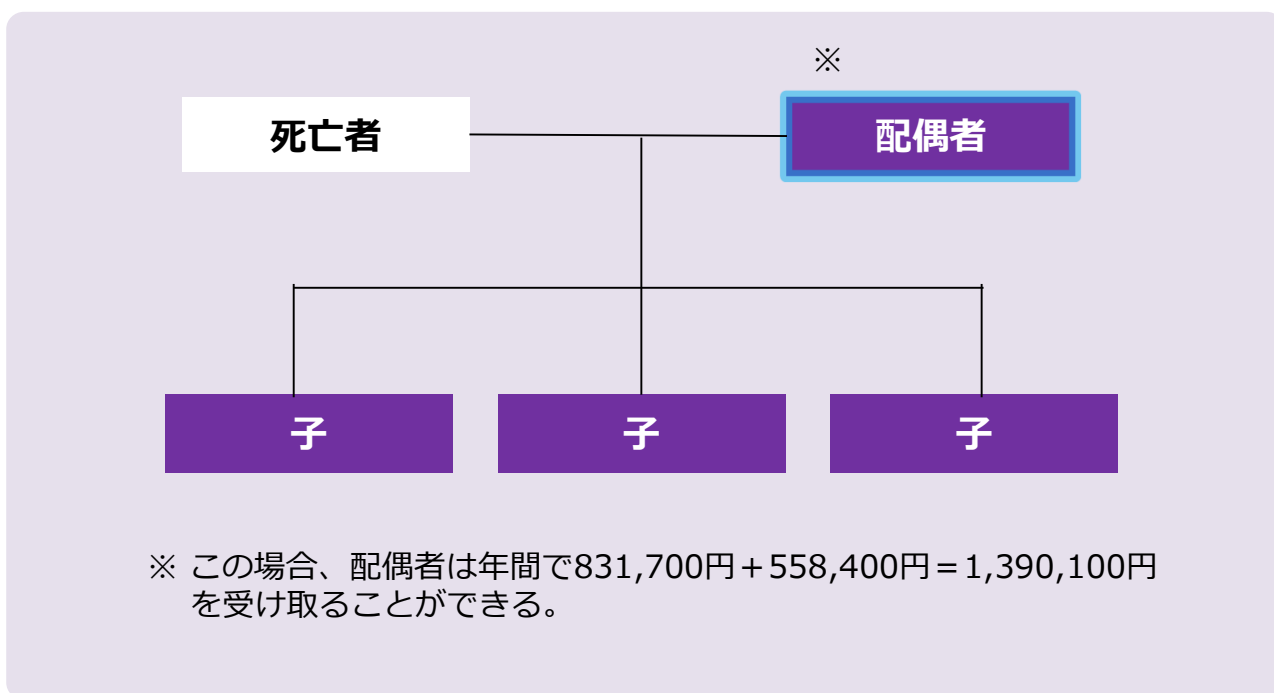
1人につき年額239,300円（月額19,941円）

3人目以後の子：

1人につき年額79,800円（月額6,650円）

子の人数	基本額	加算額	年額（月額）
1人	831,700円	239,300円	1,007,100円（89,250円）
2人		478,600円	1,310,300円（109,191円）
3人		558,400円	1,390,100円（115,841円）
4人目以後		1人につき79,800円が加算	

例1：子が3人いる配偶者のケース



No.6-2 いくら？－年金額の計算－

☑ 子が受け取れる年金額（令和7年度の額）

$$\frac{\text{基本額（年額）} 831,700 \text{円} + \text{子の加算額}}{\text{子の人数}}$$

※ 基本額と子の人数に応じて加算した額を、年金を受ける子の数で割った額をそれぞれ受け取れます。

<子の加算額>

2人目の子：

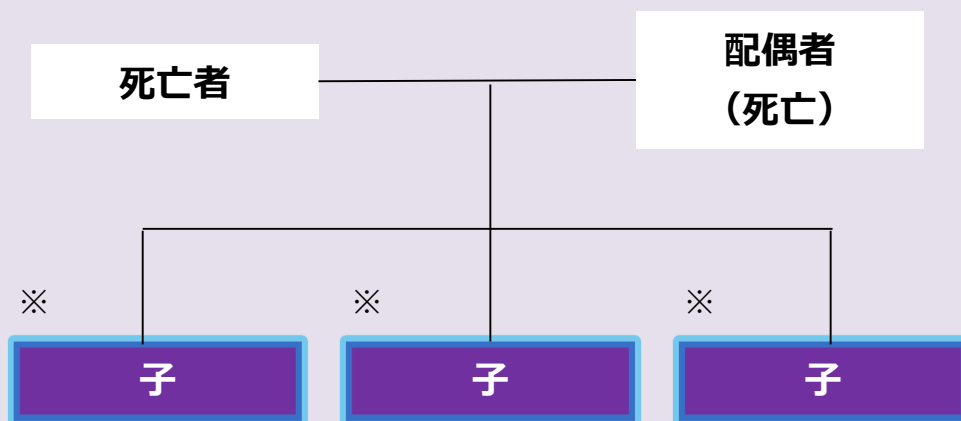
1人につき年額239,300円（月額19,941円）

3人目以後の子：

1人につき年額79,800円（月額6,650円）

子の人数	基本額	加算額	合計額	1人あたりの額（月額）
1人		0円	831,700円	831,700円（69,308円）
2人	831,700円	239,300円	1,071,000円	535,500円（44,625円）
3人		319,100円	1,150,800円	383,600円（31,966円）
4人目以後		1人につき79,800円が加算		

例2：子が3人いる配偶者が死亡したケース



※ この場合、子はそれぞれ年間で $(831,700 \text{円} + 319,100 \text{円}) \div 3 = 383,600 \text{円}$ を受け取ることができる。

No.7-1 いつから受け取れる？



いつからいつまで受け取れるのか

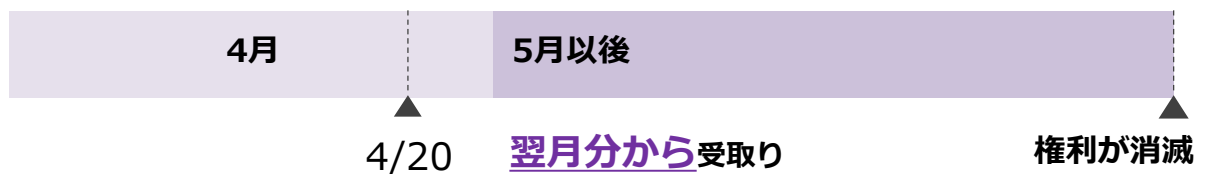


遺-No.9

亡くなった方の死亡日の属する月の翌月分から受取りが開始され、権利が消滅した月まで受け取ることができます。

例：死亡日が4月20日の場合

5月分からの受取りになります。



(注1) 支給停止が解除された場合は支給停止が解除された日の属する月の翌月分から受取りが開始され、権利が消滅した月まで受け取ることができます。



遺-No.8

(注2) 失踪宣告がなされた場合は失踪宣告により死亡とみなされた日の属する月の翌月分から受取りが開始され、権利が消滅した月まで受け取ることができます。



遺-No.10

No.7-2 いつから受け取れる？

☑ いつから入金されるか

<最初の入金>

- ・ 初回受取り分は、**偶数月または奇数月の15日**（または前営業日）に入金されます。
- ・ 最初に受け取れるのは、受取り開始月分から直近の偶数月の前月分までです。

例：受給権を5月に取得し、最初の入金が9月である場合

受取り開始月の6月分から直近の偶数月の前月分までの2ヵ月分の年金額（6月分、7月分の年金額）が9月15日に入金されます。

※ 年金証書受領時期によっては、入金月が前後することがあります。



<通常の入金>

- ・ **偶数月の15日**に入金されます。
- ・ 土曜日、日曜日、休日の場合はその直前の営業日に入金されます。

例：8月分と9月分の入金

10月15日に年金が振り込まれます。



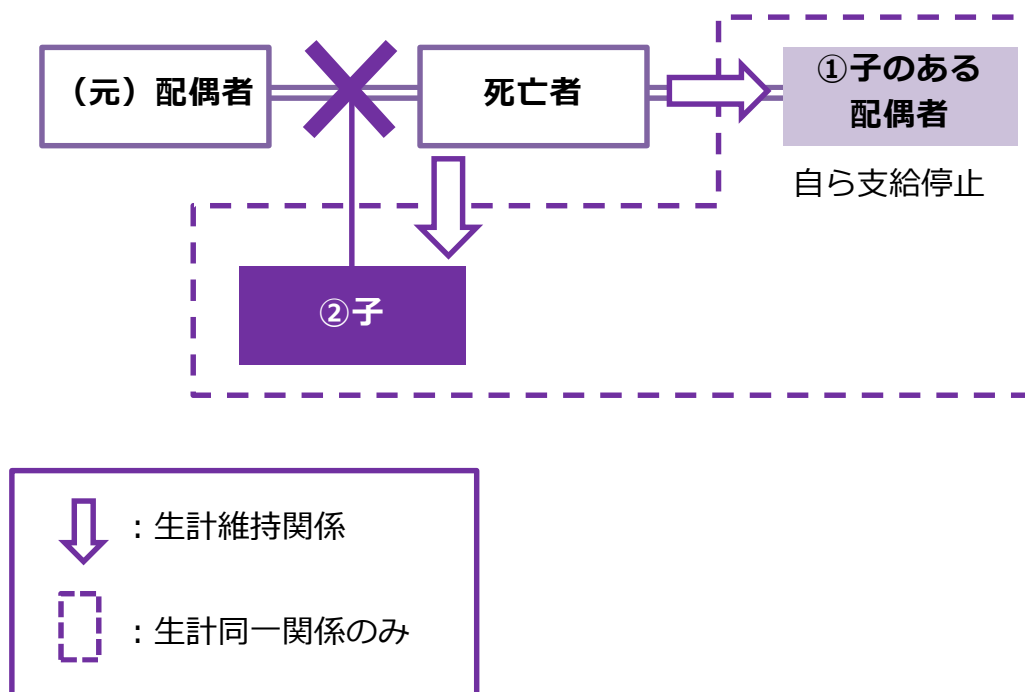
No.8-1 支給が停止される場合

✓ 子のある配偶者の支給が停止される場合とは

遺族基礎年金は、亡くなられた方の配偶者の状況の変化により、支給が停止されます。

1	子のある配偶者が1年以上所在不明で、その子が支給停止の申請を行ったとき
2	子のある配偶者が自らの意思で支給停止の申請を行ったとき（図3）
3	子のある配偶者が労働基準法による遺族補償を受けられるとき（死亡日から6年間）

（図3）死亡者の元配偶者との間に子があり、死亡日における配偶者が自ら支給停止の申請を行った場合



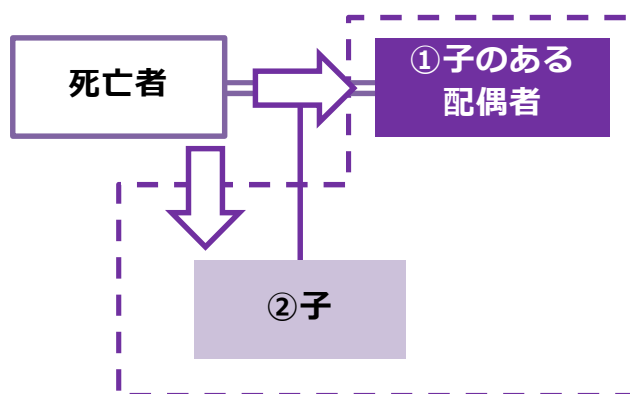
No.8-2 支給が停止される場合

✓ 子の支給が停止される場合とは

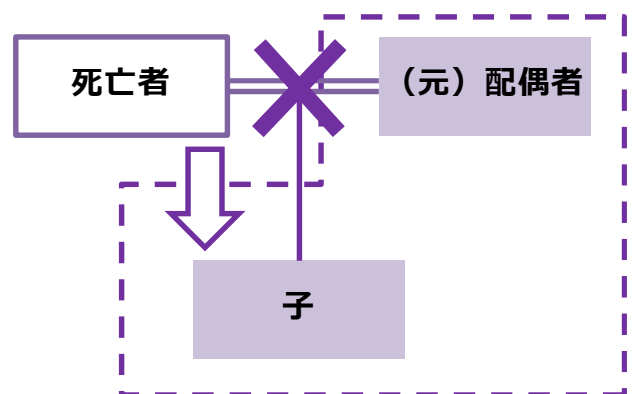
遺族基礎年金は、亡くなられた方の子の状況の変化により、支給が停止されます。

- | | |
|---|----------------------------------|
| 1 | 子のある配偶者が受給権者であるとき（図4） |
| 2 | 子の父または母と生計を同一にしているとき（図5） |
| 3 | 子が1年以上所在不明で、他の子が支給停止の申請を行ったとき |
| 4 | 子が自らの意思で支給停止の申請を行ったとき |
| 5 | 子が労働基準法による遺族補償を受けられるとき（死亡日から6年間） |

（図4）



（図5）



- ↓ : 生計維持関係
[] : 生計同一関係のみ

No.9-1 いつまで受け取れる？

✓ 子のある配偶者

遺族基礎年金は、亡くなられた方の配偶者の状況の変化により受け取れなくなります。また、子の状況の変化に応じて、その翌月分から加算額が改定されます。

配偶者の状況

下記の状況の**いずれかに該当**したときは、その翌月分から**年金が受け取れなくなります**。

1	配偶者が亡くなられたとき
2	配偶者が婚姻をしたとき
3	配偶者が養子となったとき（直系血族または直系姻族の養子になったときを除く）
4	子が亡くなられたとき
5	子が婚姻したとき
6	子が配偶者以外の者の養子になったとき
7	子が離縁によって亡くなられた方の子でなくなったとき
8	子が18歳到達年度の末日を経過したとき（1級、2級の障害のある子は20歳に達したとき）（※）
9	18歳到達年度の末日を経過後20歳未満の障害のある子が、1級、2級の障害の状態でなくなったとき（※）

（※）平成9年4月1日生まれの子は、18歳到達が平成27年3月31日となるため、平成26年度が18歳到達年度となります。

✓ 子

遺族基礎年金は、亡くなられた方の子の状況の変化により受け取れなくなります。

子の状況

下記の状況の**いずれかに該当**したときは、その翌月分から**年金が受け取れなくなります**。

1	亡くなられたとき
2	婚姻をしたとき
3	養子となったとき（直系血族または直系姻族の養子になったときを除く）
4	離縁によって、亡くなられた方の子でなくなったとき
5	18歳到達年度の末日を経過したとき（1級、2級の障害のある子は20歳に達したとき）
6	18歳到達年度の末日を経過後20歳未満の障害のある子が、1級、2級の障害の状態でなくなったとき

20歳に達したとき = 20歳誕生日の前日

No.9-2 遺族年金受給者の氏名が変わったとき



必要な手続きは？

遺族年金受給者の氏名が変わったときは、過払い防止の観点から、日本年金機構から「遺族年金失権届」及び「氏名変更理由届」が送付されます。受け取った方はいずれかの提出が必要です（法令の定めでは、事実発生日から14日以内の提出が義務づけられています）。14日後までに届書をご提出いただけない場合は、年金の支払いが一時止まることがありますので、ご注意ください。

年金が受け取れなくなる状況（No.9-1）に

該当している



遺族年金失権届の提出が必要

該当していない



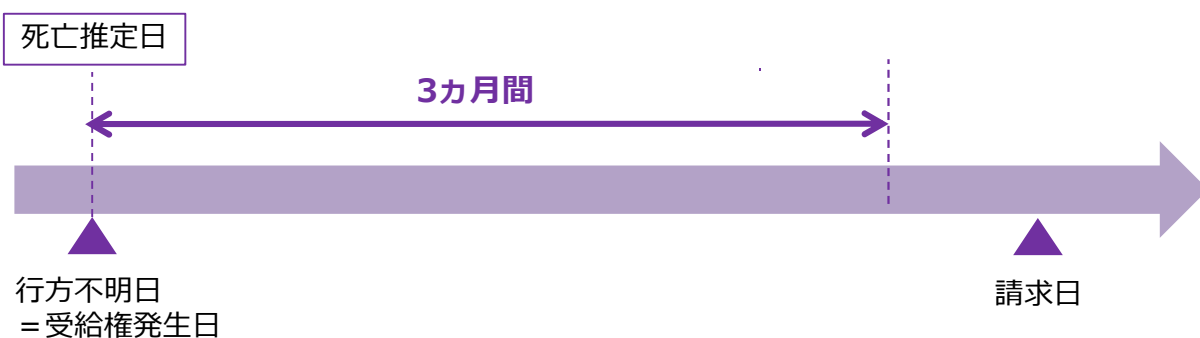
氏名変更理由届の提出が必要

No.10-1 死亡の推定と失踪宣告

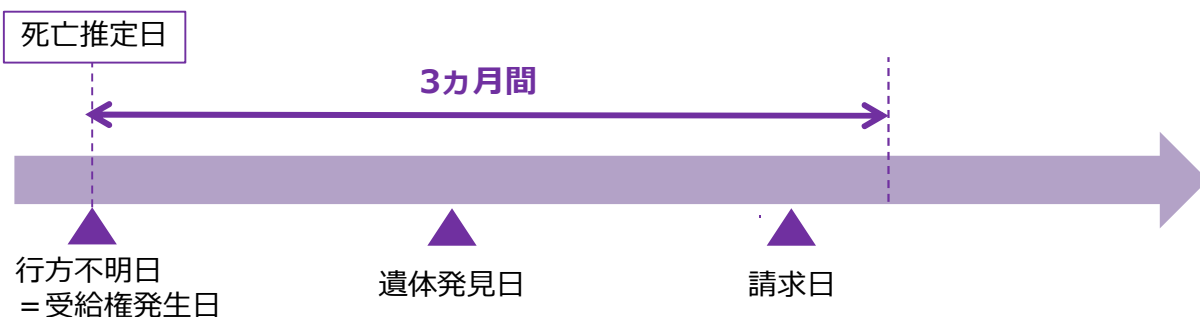
✓ 死亡の推定

船舶または航空機が、沈没（墜落）、滅失、もしくは行方不明となった際、ともに行方不明となった方の生死が3カ月間分からない場合または死亡が3カ月以内に明らかになり、死亡の時期が分からない場合には、その船舶または航空機が沈没（墜落）、滅失、もしくは行方不明となった日に、その方は、死亡したものと推定します。

3カ月間生死が分からない場合



3カ月以内に死亡が明らかになったが、死亡の時期が分からない場合

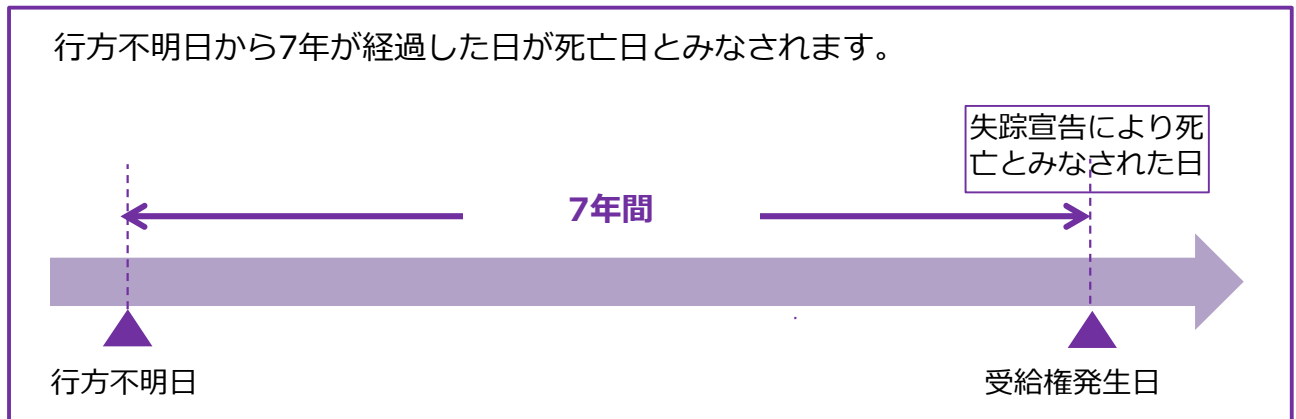


※ **東日本大震災**により行方不明となった際、行方不明となった方の生死が3カ月間分からない場合または死亡が3カ月以内に明らかになり、死亡の時期が分からない場合にも、船舶または航空機が、沈没（墜落）、滅失、もしくは行方不明となった際と同様に取り扱います。

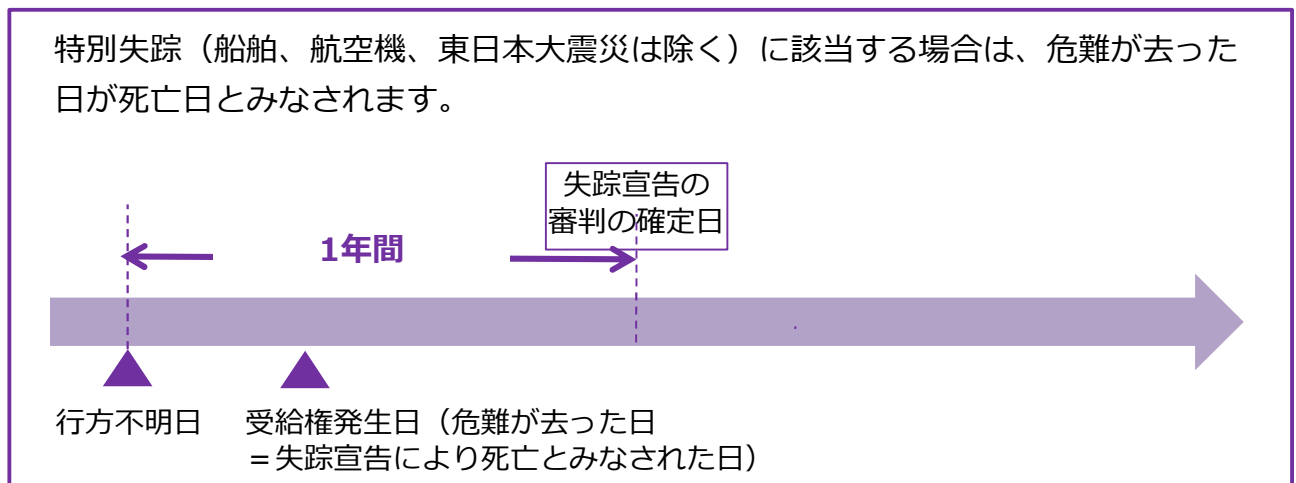
No.10-2 死亡の推定と失踪宣告

✓ 失踪宣告

普通失踪



特別失踪



✓ 要件判定日

	死亡の推定	普通失踪	特別失踪
遺族の要件（生計維持関係含む）	行方不明日	行方不明日	失踪宣告により死亡とみなされた日
亡くなった方の被保険者等要件			
亡くなった方の保険料納付要件			
身分関係		失踪宣告により死亡とみなされた日	失踪宣告により死亡とみなされた日
年齢			
障害状態			

No.11-1 交通事故等による死亡の場合の支給停止期間

損害賠償を受けた時は、年金が一定期間受け取れなくなります。

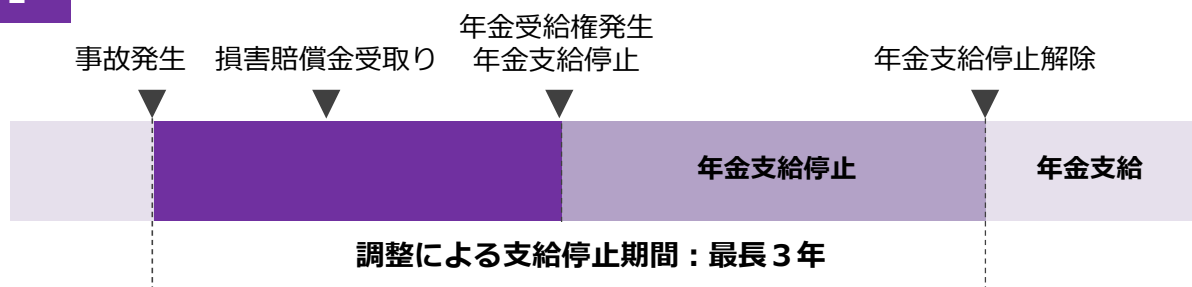
✓ 受け取れなくなるケース

年金支給の停止は、事故発生日からです。

1. 損害賠償金受取り後に遺族基礎年金の受取りが開始した場合

支給停止期間が終了するまで支給が停止されます。

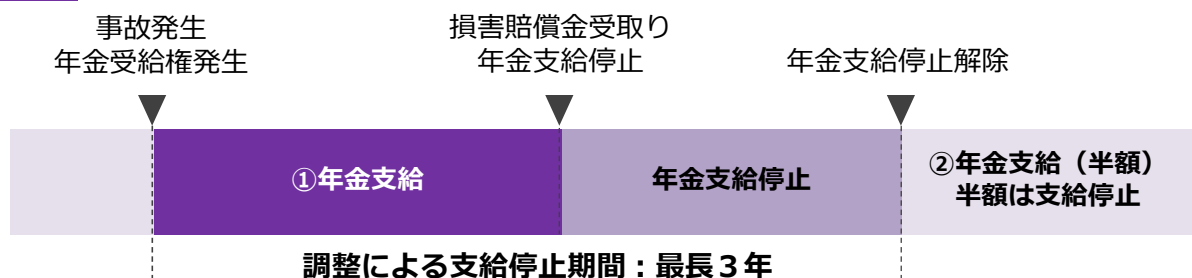
例 1



2. 遺族基礎年金の受取りが開始した後に、損害賠償金の受取りがあった場合

損害賠償金を受け取った時から支給停止期間が終わるまで年金支給が停止されます。
その後、②の額が①の額に達するまで年金額の半額が停止されます。

例 2



✓ 支給停止される金額

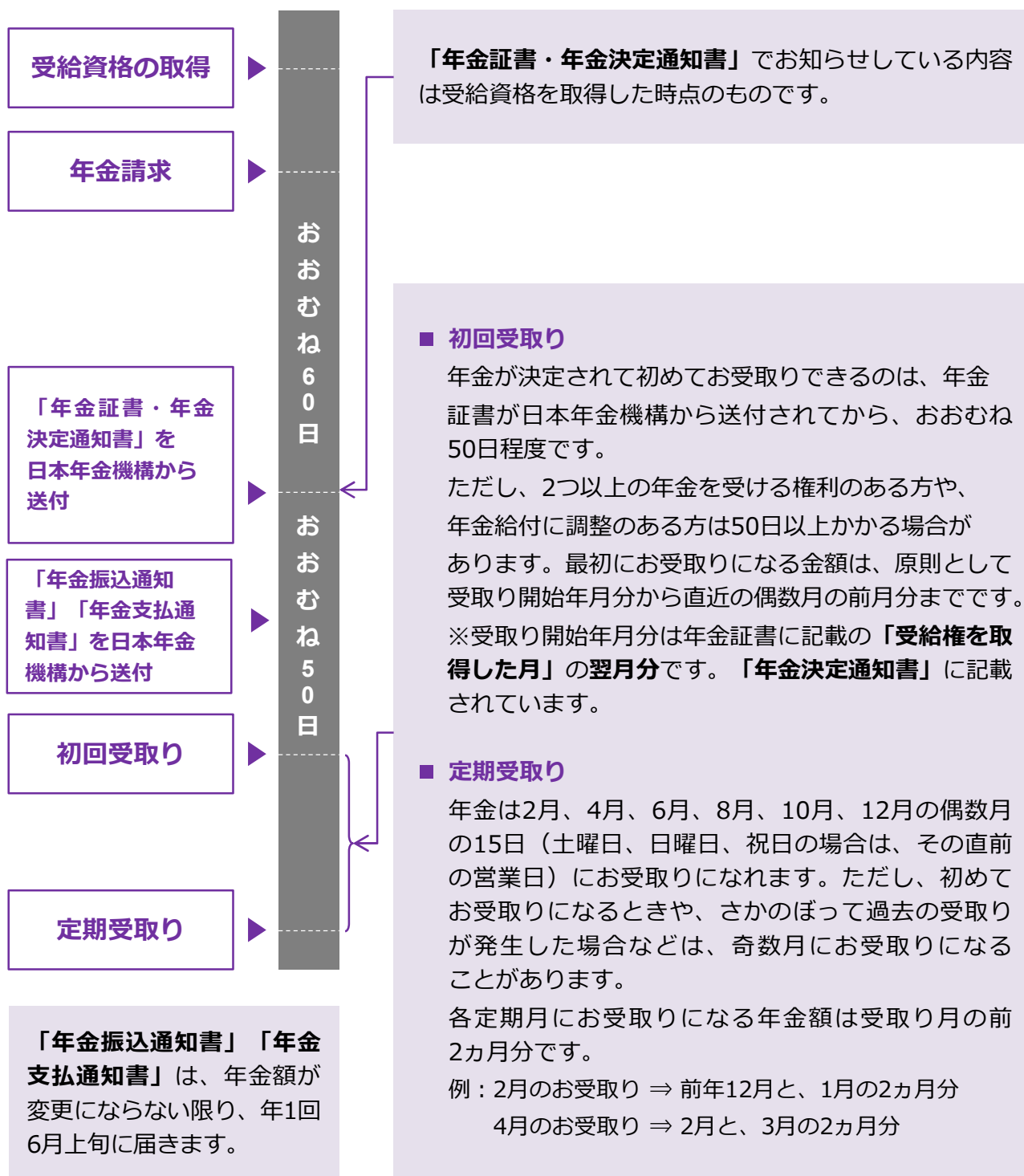
損害賠償金のうち、生活補償費に相当する金額のみ対象です。

慰謝料、医療費などは対象外です。

No.12-1 請求後の流れ

✓ 年金の決定と受取り

年金請求の手続きが終わると、下図のように各種通知書等が送付され、年金を受け取れます。



No.12-2 請求後の流れ

● 年金証書・年金決定通知書

国民年金・厚生年金保険年金証書					
年金の種類	基礎年金番号	年金コード			
受給権者の氏名					
受給権者の生年月日	年 月 日	受給権を取得した年月	年 月		
上記のとおり、国民年金法による年金給付・厚生年金保険法による保険給付を行うことに決定したことを証します。					
年 月 日				厚生労働大臣	

見本

I 厚生年金保険 年金決定通知書

1. 年金の種類と年金決定の根拠となった厚生年金保険法の条文 厚生年金 厚生年金保険法 第 条 の
2. 年金額の内訳

支払開始年月	基本となる 年金額 (円)	加給年金額 または加算額 (円)	繰上げ・繰下げによる 減算・加算額 (円)	支給停止額 (円)	年金額 (円)
元号 年 月					
支給停止理由	支給停止期間	年 月～	年 月まで		

3. 加入期間の内訳

加入期間	月数
①厚生年金保険の加入期間	月
②厚生年金保険の戦時加算期間	月
③船員保険の戦時加算期間	月
④沖縄農林期間	月
⑤沖縄免除期間	月
⑥離婚分割等により加入者と みなされた期間	月
⑦旧令共済組合期間	月

5. 平均標準報酬額等の内容

厚生年金保険の加入期間の種類	月数	平均標準報酬額 (平均標準報酬月額)
①平成15年3月までの期間	月	円
②平成15年4月以降の期間	月	円
③平成15年3月までの厚生年金基金期間	月	円
④平成15年4月以降の厚生年金基金期間	月	円
⑤昭和61年3月までの坑内員又は船員であった期間	月	円
⑥昭和61年4月～平成3年3月の坑内員又は船員であった期間	月	円
⑦昭和61年3月までの坑内員であった厚生年金基金期間	月	円
⑧昭和61年4月～平成3年3月の坑内員であった厚生年金基金期間	月	円

4. 加給年金額対象者等の内訳

加給年金額対象者	配偶者 (区分) 子 人
遺族加算区分	

II 国民年金 年金決定通知書

1. 年金の種類と年金決定の根拠となった国民年金法の条文 基礎年金 国民年金法 第 条 の
2. 年金額の内訳

支払開始年月	基本となる 年金額 (円)	加算額 (円)	繰上げ・繰下げによる 減算・加算額 (円)	支給停止額 (円)	年金額 (円)
元号 年 月					
支給停止理由	支給停止期間	年 月～	年 月まで	加算額対象者	人

3. 年金の計算の基礎となった保険料納付済期間等の内訳

国民年金の 保険料 納付済期間 等	第1号期間 (国民年金加入期間)		第2号期間 (厚生年金・共済年金加入期間)	第3号期間 (厚生年金・共済年金加入者に扶養されていた配偶者の期間)
	納付 月 4分の1免除 月 ()	半額免除 月 ()	厚生年金保険 月	月
	(付加) 月 4分の3免除 月 ()	共済組合 月		
	全額免除 月 ()			

※ 国民年金の保険料納付済期間等の第1号期間における
免除期間の()内の月数は平成21年4月以降の月数です。

※ 診断書の種類は、裏面をご覧ください。

III 障害基礎・障害厚生年金の障害状況

障害の等級	級 号
診断書の種類	
次回診断書提出年月	年 月

年 月 日

様

上記のとおり決定しましたので
通知します。

厚生労働大臣

見本

No.12-3 請求後の流れ

● 年金振込通知書

年金振込通知書

(振込予定日) 年 月 日

年金の制度・種類

年金

振込先

基礎年金番号・年金コード

受給権者氏名

各支払期の支払額、年金から特別徴収（控除）する額および控除後支払額※2

	令和 年 月 からの 令和 年 月の 各期支払額	令和 年 月 月の 支払額	令和 年 月 月の 支払額	参考：前回支払額 (令和 年 月 月の 支払額)
年金支払額	円	円	円	円
介護保険料額	円	円	円	円
所得割額および 徴収特別所得税額	円	円	円	円
個人住民税額	円	円	円	円
および森林所得税額	円	円	円	円
控除後支払額	円	円	円	円

※1 支店には、支店のほか支所、支店所、出張所等が含まれます。
※2 支払額の変更が予定されている方は、令和8年4月までの記載がありません。
※3 8月以降の介護保険料等の額は、6月と同じ額を記載しています。実際に特別徴収される額は、市区町村からご本人に通知される決定通知書の金額になります。詳細については、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

厚生労働省
官署文出官 厚生労働省年金局事業企画課長

年金振込通知書にかかる注意事項

■ 振込予定日 振込日は原則毎月15日です。ただし、15日が土日、祝日のときは、その直前の金曜日の翌日となります。

支払月	支給対象月	支払月	支給対象月	支払月	支給対象月
4月	2月分、3月分	8月	6月分、7月分	12月	10月分、11月分
6月	4月分、5月分	10月	8月分、9月分	2月	12月分、1月分

■ 注意事項
● 各支払期に切り替わった際の合計額が1円以上のときは、毎年2月支払期の年金支払額に、徴収額を加算してお支払いします。
● 特別徴収する額や振込額、振込先などに変更がある場合は、その都度「年金振込通知書」をお送りします。
● 上面の「年金振込通知書」の「年金支払額」欄に「※」印が表示されている場合、追加特別加算金が含まれています。

■ 年金から特別徴収する保険料等
● 日本年金機構および市区町村からの徴収に基づき、年金から介護保険料、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、個人住民税および森林所得税を特別徴収しています。
● 国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料の納付方法の変更については、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

年金から特別徴収する保険料等の金額は、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

2505 1034 008N

● 年金額改定通知書

国民年金・厚生年金保険 年金額改定通知書

年金の種類

年金

基礎年金番号・年金コード

受給権者氏名

	令和 年 月 からの 年金額 (年額)	参考：改定前の年金額 (令和 年 月 月の 年金額) (年額)
国民年金 (基礎年金)	基本額 円	円
	支給停止額 円	円
	年金額 円	円
厚生年金 保険	基本額 円	円
	支給停止額 円	円
	年金額 円	円
合計年金額 (年額)	円	円

年 月 日

厚生労働大臣

(この通知書は、年金額を証するものです。大切に保管してください。)

年金額改定通知書について (令和7年4月からの年金額)

● 年金額は、賃金や物価の変動に応じて改定を行う仕組みとなっており、令和7年度の年金額は、昨年度から1.9%の増額改定となります。
※将来世代の年金の給付水準を確保するため、マクロ経済スライドによる調整を行っています。
※法律で定める年金額計算における増額処理、または法律改正前の年金額を保障する経過措置に該当する等により、昨年度から1.9%の増額とならない場合があります。
● 厚生年金基金から代行部分の年金を受け取っている方の年金額は、この通知書の「年金額」に含まれていません。
基金が支払う代行部分の年金には改定の仕組みがないため、国の年金において、代行部分の改定も加えて調整しています。
● 国民年金 (基礎年金) の「年金額」欄の金額に「※」の表示がある場合は、法律改正により、平成29年度に国民年金記録の第3号被保険者期間を第1号被保険者期間へ訂正したこととをない、平成30年度から年金額が減額されたため、特例的に記録訂正前の年金額の9割を保障しています。この場合、賃金や物価の変動に応じた改定は行われません。

【決定への不服申立制度について】

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で各自治体の住所等の社会保険審査会 (請求先を明記) に審査請求をします。また、その決定に不服があるときは、決定書の送付された日の翌日から起算して2か月以内に日本年金機構 (厚生労働省) に審査請求をします。
なお、この決定の取消の請求は、審査請求の請求を待たないで、提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないときやこの決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他の正当な理由のあるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。
この場合は、審査請求の決定 (審査請求を受理した場合に限る) 当該決定又は社会保険審査会の決定、以下同じ。の取消を要する日の翌日から起算して1か月以内に、国を被告 (国は訴訟当事者) として訴訟を提起することができます。ただし、原則として審査請求の決定の日から1年を経過したときは訴訟を提起できません。

年金額の改定に関するご案内や通知書の見方については、日本年金機構ホームページをご覧ください。

年金額等の改定 検索

二次元コード

音声コード

※上のマークは音声コードです。
この通知書に添付する音声
録音で聞くことができます。

20250831 A-25

30

請求後の流れ

● 統合通知書

[illegible][illegible]

● 年金支払通知書

年金支払通知書

このお知らせについて

年金証書の基礎年金番号・年金コード		円
年金の種類	((1)-(2)-(3)-(4)のA)	円
振込先(支払先)	((1)-(3)-(4)のA)	円
	((1)-(3)-(4)のA)	円

裏面【支払額内訳表】の⑤項番の数字に対応しています。

【支払額の項目別内訳表】

項番	項	目			
(1)	定期支払額				
(2)	過去分の支払額(一時払)				
(3)	控除額	社会保険料額 介護保険料額 国民健康保険料(税)額 後期高齢者医療保険料額 所得税額および復興特別所得税 個人住民税額および森林環境税額			
(4)	支払調整額	A 各支払で調整する額 B 次回以降で調整する額の合計			

○ 納税月の15日に定期的にお支払いする額です。(15日が休日の場合は、直前の金融機関の営業日です。)

○ 年金は後払いです。例えば、2月分・3月分は4月にお支払いします。
(注) 参考: 前回支払額(庫)の項番(1)の金額は、前回の定期支払額を表示してあり、過去の未払額や過払額が含まれている場合、実際に支払われた額とは異なることがあります。

○ 過去にさかのぼって年金が決定・変更された場合は、定期支払額とは別に支払っています。

○ 過去にさかのぼって年金の決定内容を訂正した場合は、訂正により変更となった年金額の合計額です。

○ 遅延特別加算金が含まれている場合は、「#」印が表示されています。

○ 保険料の減額は、市区町村からの依頼に基づき年金から特別徴収する額を記載しています。

○ お支払いですが、年金から特別徴収する保険料(税)額、個人住民税額および森林環境税額に関するお問い合わせは、お住まいの市区町村にお願います。

○ 復興特別所得税の詳細は、国税庁ホームページ等にてご確認ください。

○ 今まで受け取っていた年金を過去にさかのぼって変更した場合は、これまでにお支払い過ぎた年金額、また、過去にさかのぼって年金の決定内容を訂正した場合は、これまでにお支払いした年金額を記載しています。

○ 年金を過去にさかのぼって変更したために、これまでにお支払い過ぎた年金額は「支払調整額」として、お返しいただくようお願いいたします。

○ お返しいただく額が多い場合、分割でお返しいただくことがあります。そのため、今回のお支払いでお返しいただく額と次回以降のお支払いでお返しいただく額とに分けて表示しています。

厚生労働省
官署支出官
厚生労働省年金局事業企画課長

印

【支払額内訳表】(表面の(1)、(2)、(4)の項目の内訳は以下のとおりです。)

表【支払額内訳表】の項目別内訳表の()の数字に対応しています。

(5)	(6) 支払対象期間	(7) 月数 月数 カ月	(8) 支払対象または 変更後年金額 (年額) 円	(9) 変更前年金額 (年額) 円	(10) 差引支払年金額 (年額) 円	(11) 支払額 (年額) 円

○(9) 支払年金額は定期支払額の計算の基礎となる年金の額です。

○年金の支払は、5年を過ぎると時効によりお支払いできません。(6) 支払対象期間中に「印」がある場合は、時効に達した年金があります。お支払いしなかった年分は「印」の年月以降の分は、特別にありません。

○(8) 支払年金額は定期支払額の計算の基礎となる年金の額です。

○過去にのびのび年金が変更された場合、(8) 変更後年金額と(9) 変更前年金額がそれぞれ記載されます。

○(11) 支払額は、(10) 差引支払年金額×(12) 月数(12月)を乗じたものに相当します。

※、1円未満の端数処理の関係で、上記の計算結果と異なる場合があります。

※ (9) 支払対象期間に、支払調整(○)と記載がある方はこちらをご覧ください。

「○」中の2ケタの番号は、今回のお支払いで加算、減算した理由を表しています。

調整の理由	調整の理由
「01」 2つ以上の年金を受け取る権利が発生していることにより、そのうちの1つを調整対象とすることにより、前に受けていた年金の支払額、あるいは未払額を今回の支払額で調整しています。 「03」 支払先の金融機関の変更が原因で(銀行から郵便局、または郵便局から銀行)、あらためてお支払いすることになります。 「04」 郵便局でお支払いするための通金通知書の支払期限が過ぎています。そのため、あらためてお支払いすることになります。 「06」 年金の決定内容(訂正)がありました。今までにお支払いした額を差し引いて調整しています。 「33」 死にました方が受けていた年金の未払額を、今回の支払後年金または遺族厚生年金の支払額で差し引いて調整しています。	「38」「39」 今までに受けていた年金の未払額を、今回の支払額で差し引いて調整しています。 「41」 「現況届」または「生計維持確認届」に加給年金額等対象者の記載がされていないため、お支払いの一部を調整しています。番号を提出したところにより、差止めていた額をお支払いします。 「51」 今回のお支払いの前に発生した未払額を、今回の支払額で差し引いて調整しています。なお、前回の通知でお知らせした額と異なる場合は今回のお支払い時に増額または減額の変更があったことです。 その他 その他の理由により、未払額及び未払額を今回のお支払いで加算、減算したことを表示しています。

通知書に関するお問い合わせ

ねんきんダイヤル

0570-05-1165

0570から通話料と通話料がかかります。

(東京) 03-6700-1165

月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※お問い合わせの際は、電話受付時間内にお願いします。

※お問い合わせは、1日1回、1回12分以内です。12月21日～1月31日はこの受付時間となります。

あなたの年金 確認情報(ねんきんネット)！

※インターネットで年金の情報を確認できるサービスです。

※年金の支払状況や年金の受給状況を確認できます。

※年金の支払状況や年金の受給状況を確認できます。

※年金の支払状況や年金の受給状況を確認できます。

受付時間

月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※お問い合わせの際は、電話受付時間内にお願いします。

※お問い合わせは、1日1回、1回12分以内です。12月21日～1月31日はこの受付時間となります。

詳しくは **ねんきんネット** **検索**

※インターネットで年金の情報を確認できるサービスです。

※年金の支払状況や年金の受給状況を確認できます。

※年金の支払状況や年金の受給状況を確認できます。

※年金の支払状況や年金の受給状況を確認できます。

No.12-5 請求後の流れ

● 支給額変更通知書

このたび、年金を決定または年金額を変更しましたので通知します。(決定・変更理由等は裏面でご確認ください。)

年金の種類	基礎年金番号・年金コード
年金	

円 今後、あなたにお支払いする年金額は左の太字枠内の金額になります。

厚生年金

1. 年金の計算の基礎となった加入期間の内訳 2. 年金の計算の基礎となった平均標準報酬額等の内訳

加入期間	月数	厚生年金保険の加入期間の種類	月数	平均標準報酬額 平均標準報酬月額 (円)
ア. 厚生年金保険の加入期間		ア. 平成15年3月までの期間 (ウ、オ、及びキ～シを除きます)		
イ. 厚生年金保険の一時加入期間		イ. 平成15年4月以降の期間 (エを除きます)		
ウ. 沖縄特例期間		ウ. 平成15年3月までの厚生年金特例期間 (エ、及びコを除きます)		
エ. 離島分限等により厚生年金の 被保険者とならなかった期間		エ. 平成15年4月以降の厚生年金特例期間		
オ. 旧令月退給合算期間		オ. 平成15年3月までの船員であった期間 (サ、及びシを除きます)		
		カ. 平成15年4月以降の船員であった期間 (サを除きます)		
		キ. 昭和61年3月までの既内員であった期間 (サを除きます)		
		ク. 昭和61年4月から平成3年3月までの既内員 であった期間 (コを除きます)		
		ケ. 昭和61年3月までの既内員であった 厚生年金特例期間		
3. 加給年金対象者等の内訳		コ. 昭和61年4月から平成3年3月までの既内員 であった厚生年金特例期間		
加給年金対象者		サ. 昭和61年3月までの船員であった期間		
		シ. 昭和61年4月から平成3年3月までの船員 であった期間		

(余 白)

【 障害厚生年金の障害の状況 】

決別診断書提出年月

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭であなたの住所地の社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の送達を受けた日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会（厚生労働省管内）に審査請求できます。なお、この決定の取消の請求は、審査請求の決定を経た後に、提起できません。審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないとき、この決定の執行等による正しい損害を賠償するため緊急の必要があるとき、その他正当な理由のあるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この請求は、審査請求の決定（審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁定、以下同じ。）の決定を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、原則として審査請求の決定の日から1年を経過したときは請求を提起できません。

厚生労働大臣

【 厚生年金 】

項目	基本となる年金額 (1)=(4)+(5)+(6) (円)	支給停止額(2) (円)	年金額 (3)=(1)-(2) (円)	変更後の障害等級	該当または不該当となった加給年金対象者 (生年月日) 続・障

【 厚生年金 】

項目	基本額(4) (円)	特別加給金額 又は寡婦加算額(5) (円)	加給年金額(6) (円)

項目	決定・変更年月	決 定 ・ 変 更 理 由

お問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ！

お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。

0570-05-1165

050 から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1165

(受付時間)
月 曜 日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

* 本番日が祝日の場合は、翌日以降の開始時刻に午後7:00まで相談を承ります。
* 初回（第2土曜日）を除く、12月29日～1月3日は特約扱いとなります。
日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp>

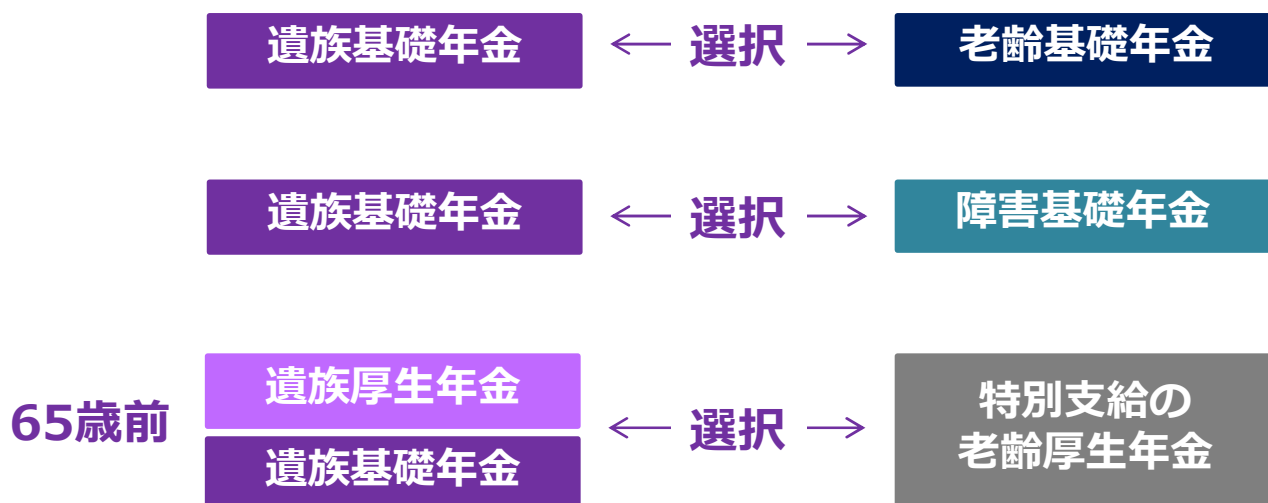
No.13-1 複数の年金を受け取る権利があるとき

✓ 遺族基礎年金以外の年金を受け取る権利があるとき

遺族基礎年金を受け取ることができる方が、老齢基礎年金や障害基礎年金などを受け取ることができる場合には、「1人1年金の原則」により、いずれか1つの年金を選択いただく必要があります。

この場合、いずれか1つの年金を選択した上で、「年金受給選択申出書」を提出してください。

(例)



なお、「遺族基礎年金と遺族厚生年金」を受けている方が、65歳以上で新たに老齢基礎年金を受けられるようになったときは、遺族基礎年金と老齢基礎年金の2つの基礎年金をあわせて受けることはできませんが、老齢基礎年金と遺族厚生年金はあわせて受けることができます。また、この特例は「障害基礎年金と障害厚生年金」を受けられる方にも適用されます。

(例)



(参考) 老齢年金の受給資格（平成29年7月31日以前に受給権が発生する方向け）チェックフローチャート





請求書等記入例 – 必要書類を含む –

必ず提出・添付するもの

● 年金請求書

● 年金手帳、基礎年金番号通知書または年金証書



<以前交付されていた年金手帳>



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

必ず提出・添付するもの（続き）

- 預金通帳、貯金通帳、キャッシュカード等（コピー可）※年金請求書に金融機関の証明を受けた場合又は公金受取口座として登録済の口座を指定する場合は不要
- 亡くなった方との身分関係の確認書類として、戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書）、戸籍の抄本（戸籍の個人事項証明書）、戸籍の記載事項証明書（戸籍の一部事項証明書）、法定相続情報一覧図の写しのいずれか
- 生計同一の確認書類として、住民票（世帯全員・本籍地・続柄記載）
- 亡くなった方の住民票の除票（上記、世帯全員の住民票で亡くなった方が確認できない場合のみ）
- 死亡診断書（死体検案書等）のコピーまたは死亡届の記載事項証明書

生計維持関係の書類

- 生計同一関係に関する申立書（亡くなった方と別居等されている請求書の場合で、第三者の証明もしくは第三者の証明に代わる書類の添付が必要）

【第三者の証明に代わる書類】

- ・ 資格確認書の写し等
※健康保険等の被扶養者の場合（国民健康保険以外）
 - ・ 給与明細または賃金台帳等 ※給与計算上、扶養手当等の対象になっている場合
 - ・ 源泉徴収票または課税（非課税）証明書等 ※税法上の扶養家族になっている場合
 - ・ 定期的に送金されていたことのわかる現金書留の封筒または預貯金通帳等
※定期的に送金がある場合
- 事実婚関係に関する申立書（該当する方の場合に必要）
 - 収入に関する認定書類（マイナンバーで収入確認できる場合は省略可）

亡くなられた原因が第三者行為の場合に必要な書類

- 第三者行為事故状況届
- 交通事故証明または事故が確認できる書類 ※事故証明がとれない場合は、事故内容がわかる新聞の写しなど
- 損害賠償金の算定書 ※すでに決定済みの場合、示談書等受領額がわかるもの
- 確認書
- 被害者に被扶養者がいる場合、扶養していたことがわかる書類 ※源泉徴収票、健康保険証の写し、学生証の写し等
- 同意書

亡くなられた方の子に障害がある場合に必要な書類

- 医師または歯科医師の診断書



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

収入に関する下記のいずれかの書類（マイナンバーで収入確認できる場合は省略可）

- 所得証明書、課税（非課税）証明書、源泉徴収票 ※ご本人の年収が850万円（所得が655.5万円）未満の場合
- 資格確認書の写等 ※健康保険等の被扶養者の場合（国民健康保険以外）
- 第3号被保険者認定通知書（第3号被保険者資格該当通知書）、年金手帳（第3号被保険者である旨の記載があるものに限る）※国民年金第3号被保険者の場合
- 年金証書および決定通知書（裁定通知書）※公的年金の加給年金額対象者または加算対象者の場合
- 国民年金保険料免除該当通知書、国民年金保険料免除申請承認通知書 ※国民年金保険料免除者の場合
- 保護開始決定通知書 ※生活保護受給者の場合
- 子の収入が確認できる書類（義務教育終了前は不要、高等学校等在学中の場合は在学証明書または学生証等が必要）

その他、状況によって必要な書類

- 委任状（代理人が手続きする場合）
- 窓口にお越しになる方の身分を確認できるもの ※運転免許証、パスポート等
- 年金受給選択申出書（他の年金を受け取っているとき）
- 年金裁定請求の遅延に関する申立書（受給権発生日の翌日から5年経過したとき）
- 合算対象期間が確認できる書類
- 年金証書（他の公的年金から年金を受けているとき）



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例

記入上の注意事項

■この記入例は、老齢基礎年金を受け取っていた方が亡くなられて、一緒に生活していた配偶者（ご本人も老齢基礎年金を受けている）が、遺族年金を請求する場合のものです。

基礎年金番号や年金手帳記号番号が2つ以上ある場合は、窓口にお申し出ください。

様式第108号

年金請求書（国民年金遺族基礎年金）

(注) 1. 請求者が2名以上のときは、そのうちの1人について、この請求書にご記入ください。
2. その他の方については、「年金請求書（国民年金遺族基礎年金）（別紙）」（様式第110号）に記入し、この年金請求書に添えてください。

○ ☐ のなかに必要事項をご記入ください。（※印欄には、なにも記入しないでください。）
○ 黒インクのボールペンで記入ください。鉛筆や、摩擦等により消色するインクを用いたペンは使用しないでください。
○ フリガナはカタカナで記入ください。
○ この請求書は市区町村役場またはお近くの年金事務所にご提出ください。

職員記入欄	年金手帳記号	基礎年金番号	遺族番号
入力処理コード	01	02	
6:3:0:0:3			
年金コード			
6 4 5			

二次元コード

市区町村

年金事務所

受付年月日

年金請求書

1. 死亡した方についてご記入ください。

① 基礎年金番号 ② 生年月日 ③ 大正28年10月15日

④ 氏名 (フリガナ) ネンキン タロウ (英) 年金 太郎 性別 ⑤ 男 ⑥ 女

2. 請求者（年金を受ける方）についてご記入ください。

※個人番号（マイナンバー）を記入された場合、個人番号カード（マイナンバーカード）等の提示または写しの提出が必要です。詳しくは6ページをご確認ください。

① 個人番号（マイナンバー） ② 生年月日 ③ 大正28年10月15日

④ 基礎年金番号 ⑤ 電話番号

⑥ 氏名 (フリガナ) ネンキン ハナコ (英) 年金 花子 妻 ⑦ 続柄 ⑧ 性別 ⑨ 男 ⑩ 女

⑪ 住所の郵便番号 ⑫ (フリガナ) スギナミ タカドニシ3-5-24 ○○マンションXX号

⑬ 住所 (英) 杉並 高井戸西3-5-24 ○○マンションXX号

3. 年金の受取口座についてご記入ください。

年金受取口座に公金受取口座として登録済みの口座を利用するかご記入ください。

(1) 公金受取口座の利用意思 ① 利用する ② 利用しない(または未登録)

年金受取口座として指定する口座をご記入ください。(公金受取口座を利用する場合も必ずご記入ください。)

⑭ 年金振込先 (フリガナ) タカドニシ (フリガナ) スギナミ

⑮ 口座番号 (左詰めで記入)

⑯ 口座名 (右詰めで記入)

⑰ 公金受取口座 (左詰めで記入)

⑱ 公金受取口座 (右詰めで記入)

⑲ 公金受取口座 (フリガナ)

⑳ 公金受取口座 (英)

上記(1)で「利用しない(または未登録)」を選択された方は、上記(2)年金振込先を公金受取口座へ登録するかご記入ください。

(3) 公金受取口座の登録意思 ① 登録する ② 登録しない

公金受取口座については2ページをご確認ください。

個人番号（マイナンバー）をご記入いただくことにより、毎年誕生月にご提出いただく「年金受給権者現況届」が原則不要となります。

個人番号（マイナンバー）をご記入いただいていない場合であっても、ご提出いただいた住民票情報等を基に、マイナンバー法に基づき、個人番号（マイナンバー）を登録させていただきます。

金融機関またはゆうちょ銀行の証明を受けてください。

なお、次の場合は、金融機関またはゆうちょ銀行の証明は必要ありません。

- ・公金受取口座として登録済みの口座を指定する場合
- ・預金通帳（貯金通帳）を持参する場合
- ・次のコピーのうちいずれか1点を添付する場合
 - ① 預金通帳（貯金通帳）
 - ② キャッシュカード
 - ③ 預金口座を明らかにすることができる金融機関が発行する書類
- ・インターネット専門銀行の口座番号がわかる画面をプリントアウトしたものの等を添付する場合

注) 貯蓄口座では年金の受け取りができません。

また、インターネット専門銀行の中には年金の受け取りができない銀行もありますのでご注意ください。

原則として、住民票住所をご記入ください。

ただし、住民票住所と異なる居所を通知書等送付先とする場合には、例外的に年金請求書の住所欄に通知書等送付先を記入したうえで、別途、「住民基本台帳による住所の更新停止・解除申請書」をご提出ください。

年金振込先を公金受取口座へ登録する場合は1を、登録しない場合は2を○で囲んでください。



39



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例

6. 死亡した方に関してご記入ください。

(1)死亡した方の住所 右欄のいずれかをチェックしてください。	☒	請求者と同じ住所
	☐	請求者と別住所（下欄に住所をご記入ください。） 住所
(2)死亡年月日	令和 XX 年 XX 月 XX 日	
(3)死亡の原因は第三者の行為（交通事故、労働災害、傷害等）によりますか。 はい ☐ いいえ ☒ 「はい」を〇で囲んだ場合は「国民年金・厚生年金保険 第三者行為事故状況届」の提出が必要となります。		
(4)死亡の原因は、業務・公務上の事由によりますか。 （※ 通勤災害は業務上・公務上の事由には該当しません。）		(5)労働基準法による遺族補償※が受けられますか。 （※労働者災害補償保険法（労災法）による給付とは異なります。）
はい ☐ いいえ ☒		はい ☐ いいえ ☒
※（6）～（7）は保険料納付済期間（厚生年金保険や共済組合等の加入期間を含む）および保険料免除期間では受給要件を満たさない場合のみご記入ください。		
(6)年金の受給に必要な資格期間を確認するため、死亡した方について、20歳から60歳までの期間で年金に加入していない期間等について、以下の該当する項目をチェックしてください。 （以下の①～⑦に該当する場合は、添付書類が必要となる場合があります。） ※以下の書類のほか、受給資格期間の確認のため、別途、他の書類の提出をお願いすることがありますので、お近くの年金事務所へ事前にご相談ください。		
項番	確認項目（記入欄）	必要な書類の例
①	☒ 昭和61年3月以前に婚姻していた期間がある ⇒請求書の1ページに記入している方以外で、過去に婚姻していた相手方がいる場合は、以下にご記入ください。 カナ氏名： 漢字氏名： ※生年月日： 大正・昭和 年 月 日 ※基礎年金番号： ※生年月日や基礎年金番号はわかる範囲で記入ください。 複数ある場合は、各自にご記入ください。	・婚姻期間が確認できる戸籍謄本または戸籍抄本※ ※結婚から離婚または死亡まで確認できるもの。複数回離婚されている場合は、すべての戸籍全部事項証明書
②	☒ 海外に住んでいたことがある	・海外に居住していた期間が確認できる戸籍の附票の写し
③	☒ 外国籍である（あった）方で、65歳到達の前日（65歳の誕生日の前々日）までに帰化又は永住許可を受けている	以下のいずれかの書類 ・帰化日が確認できる戸籍謄本または戸籍抄本 ・永住許可年月日が記載された在留カード等 ・特別永住者証明書
④	☒ 平成3年3月以前に大学院・大学・短期大学・専修学校・各種学校の学生であったことがある（夜間部・通信制は除く。）	・在籍（期間）証明書等
⑤	☒ 死亡した方または配偶者が昭和61年3月以前に、国会議員・地方議会議員であったことがある	・国会議員、地方議会議員の期間を証明できる書類
⑥	☒ 昭和61年3月以前に国民年金の任意脱退の承認を受けたことがある	・都道府県知事等の承認により国民年金の被保険者とされなかった期間が確認できる書類
⑦	☒ 死亡した方または配偶者が、4ページの下段に記載の年金または恩給を受けていたことがある	・年金または恩給を受けていたことが確認できる証書等
⑧	☒ 上記①～⑦に該当しない	・なし
(7)死亡した方は昭和36年4月1日から昭和47年5月14日までの間に沖縄に住んでいたことがありますか。該当する場合は右欄にチェックしてください。		☐

交通事故など、死亡の原因が第三者の行為による場合は、その旨を窓口にお申し出ください。別途書類が必要です。

年金を受け取っていた方が亡くなった場合は、死亡届が必要です。
また、亡くなった方が受け取るはずであった年金が残っているときは、「未支給年金・未支払給付金請求書」により請求することができます。（ただし一定の要件が必要です。）



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例

生計を同じくしている子がいる場合は、ご記入ください。
 ■子の年齢要件は次のいずれかとなります。
 ・18歳になった後の最初の3月31日まで
 ・国民年金法施行令に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある場合は20歳未満

7. 死亡した方の子についてご記入ください。

子とは、次のいずれかに該当する方を指します。
 ① 8歳になった後の最初の3月31日までにある子
 ② 20歳未満であって、国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある子

子(④欄)	氏名 (フリガナ) (漢)	生年月日	障害の状態に ある・なし
年金 次郎	ネンキン ジロウ	平成 7 年 月 日 令和 9 年 月 日	ある・なし
子(⑤欄)	氏名 (フリガナ) (漢)	生年月日	障害の状態に ある・なし

※請求者が子である場合は、1ページの2に記入した子以外の子についてご記入ください。
 ※3人目以降は別紙にご記入の上、この請求書に添付してご提出ください。

「ある」を○で囲んだ場合は、診断書の提出が必要です。

8. 生計維持関係の確認のため、以下の申し立てをご記入ください。

遺族年金は死亡した方によって生計を維持されていた遺族に支給されます。
 以下の2つの要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。
 ① 生計を同じくしていること(例)同居している。単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている。
 ② 収入要件を満たしていること
 年収850万円(所得655.5万円)以上を将来にわたって有しないことが認められること。

生計維持関係に関する申し立て書

申立日 令和 XX 年 XX 月 XX 日 (記入日)

1. 死亡当時、請求者(および子)は、死亡した方と生計を同じくしていましたか。該当するものを○で囲んでください。
 (請求者に子がある場合は、請求者は子と生計を同じくしていましたか。)
 ※同居していた場合や、単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしていた場合は生計を同じくしていることとなります。

はい・いいえ

2. 死亡した方によって生計を維持されていた方の収入について、該当するものを○で囲んでください。

対象者	(1) 年収は850万円未満ですか。 (または所得655.5万円未満ですか。)	(2) 収入要件を満たしていること (1)で「いいえ」を○で囲んだ方のみご記入ください。 (2) おおむね5年以内に年収850万円(所得655.5万円)未満となる見込みがありますか
請求者	はい・いいえ	はい・いいえ
子(④欄の子)	はい・いいえ	はい・いいえ
子(⑤欄の子)	はい・いいえ	はい・いいえ

※「はい」を○で囲んだ方は、おおむね5年以内に年収850万円(所得655.5万円)未満となる見込みがあることが確認できる書類の添付が必要となります。

1. で「はい」を○で囲んだ場合、同居の事実を明らかにすることが出来る世帯全員の住民票が必要です。

収入関係については生計維持があったことを証明する書類が必要です。
 「生計維持とは」
 以下の2つの要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。

- ① 生計同一関係があること
 例)・住民票上、同一世帯である。
 ・単身赴任、就学、病気療養等で、住所が住民票上は異なっているが、生活費を共にしている。
- ② 配偶者または子が収入要件を満たしていること
 年収850万円(所得655.5万円)を将来にわたって有しないことが認められる。

年金請求書の各欄の記入もれはありませんか？もう一度確かめください。
 年金が決定された後に、年金請求書を提出された時点での記入もれの申し立てがありますと、すでに受け取った年金を調整する場合があります。
 もう一度、年金請求書の記載内容をお確かめください。



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例

様式第110号

年金請求書(国民年金遺族基礎年金)(別紙)

- (注) 1. この請求書は、遺族基礎年金をうけることができる方が2人以上あるときにご使用ください。
2. この請求書は、請求書(様式第108号)に添えてご提出ください。
○ ☐ のなかに必要事項をご記入ください。(◆印欄には、なにも記入しないでください。)
○ 黒インクのボールペンでご記入ください。鉛筆や、摩擦等により消色するインクを用いたペンは使用しないでください。
○ フリガナはカタカナでご記入ください。

職員記入欄	
入力処理コード	進達番号
630040	
年金コード	5別紙区分 6未保 7支保 8受数
64	

受付登録コード	
1	7321
二次元コード	

市区町村	年金事務所
受付年月日	受付年月日

1. 死亡した方についてご記入ください。

① 基礎年金番号	X X X X X X X X X X	② 生年月日	3.大正 5.昭和 7.平成 X X X X X X
氏名	(フリガナ) ネンキン (氏) 年金 (名) タロウ (性別) ①男 ②女		

2. 請求者(年金を受ける方)についてご記入ください。

※個人番号(マイナンバー)を記入された場合、個人番号カード(マイナンバーカード)等の提示または写しの提出が必要です。詳しくは3ページをご確認ください。

③ 個人番号(マイナンバー)	X X X X X X X X X X X X	④ 生年月日	3.大正 5.昭和 7.平成 9.令和 X X X X X X
基礎年金番号		電話番号	090 - XXXX - XXXX
⑤ 氏名	(フリガナ) ネンキン (氏) 年金 (名) ジロウ (続柄) ⑩ 続柄 性別 ①男 ②女	⑪ 住所の郵便番号	1680071
⑥ 住所	(フリガナ) スギナミク (氏) 杉並 (名) タカイドニシ3-5-24 (住所) 高井戸西3丁目5番24号	⑫ 住所	高井戸西3丁目5番24号
社会保険労務士の提出代行者欄			

3. 年金の受取口座をご記入ください。 貯蓄預金口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。

年金受取口座に公金受取口座として登録済の口座を利用するかご記入ください。

(1) 公金受取口座の利用意思	① 利用する	② 利用しない(または未登録)
-----------------	--------	-----------------

※公金受取口座を利用する場合は、通帳等の写しの添付や金融機関の証明は不要です。

年金受取口座として指定する口座をご記入ください。(公金受取口座を利用する場合も必ずご記入ください。)

⑬ ① 金融機関	⑭ 金融機関コード	⑮ 支店コード	(フリガナ) ネンキン (フリガナ) タカイド	⑯ 預金種別	⑰ 口座番号(左詰めで記入)
⑱ 年金振込先	⑲ 金融機関	⑳ 支店	⑳ 高井戸	⑰ ①.普通 ②.当座	X X X X X X
⑳ 貯金通帳の記号(左詰めで記入)	㉑ 番号(右詰めで記入)	金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄			
⑳ 口座名義人氏名(カタカナ)	(氏) ネンキン (名) ハナコ	⑳ ⑨の氏名フリガナと、口座名義人氏名フリガナが同じであることをご確認ください。 ※通帳等の写し(金融機関名、支店名、口座名義人氏名フリガナ、預金種別、口座番号の面)を添付する場合または公金受取口座を利用する場合、証明は不要です。			

上記(1)で「2利用しない(または未登録)」を選択された方は、上記(2)年金振込先を公金受取口座へ登録するかご記入ください。

(3) 公金受取口座の登録意思	① 登録する	② 登録しない
-----------------	--------	---------

公金受取口座については3ページをご参照ください。



4. 死亡した方の子についてご記入ください。

②：20歳未満であつて、国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある子

加算額の対象者	子	氏名	(フリガナ) ネンキン ジロウ (氏) 年金 次郎	⑩ 生年月日	7.平成 9.令和	年	月	日	障害の状態に ある ない	◆19 診	
		個人番号	X X X X X X X X X X X X								
	子	氏名	(フリガナ) (氏)	(名)	⑩ 生年月日	7.平成 9.令和	年	月	日	障害の状態に ある ない	◆19 診
		個人番号									

※1 ページの2に記入した子以外の子についてご記入ください。

届出用紙の郵送を希望される場合は、「ねんきんダイヤル」やお近くの年金事務所にお問い合わせください。

22	年金コードまたは共済組合コード・年金種別									
25	他年金種別									

26	傷病名					28	診断書					29	有年数					29	有年				
																元号							

30	受給権発生年月日					31	停止事由					31	停 止 期 間					32	条 文					33	失権事由					33	失 権 年 月 日				

42	時効区分					◆終了表示	E	送信
----	------	--	--	--	--	-------	---	----

入力処理コード	①進達課所	①進達番号	②生	年 月 日					年金種別						
6 3 0 8 0 0									明・大・昭・平・令 1 3 5 7 9						遺族 64

完了処理	③完了表示	1	完 了				
------	-------	---	-----	--	--	--	--



◎共済組合の年金を受けている方（請求中の方も含む）は別様式（様式第202号）となります。

[illegible]



年金裁定請求の遅延に関する申立書記載例

年金裁定請求の遅延に関する申立書

私は、遺族基礎年金について、下記の理由により請求を行って
いなかったことを申し立てます。

また、年金の支払を受ける権利について、5年の時効が完成している分
については、支給がない旨を理解しています。

(遅延理由) ☒を付けてください。

- ☒ 年金を請求することができると知らなかった。
- ☐ 年金制度について、よく理解していなかった。
- ☐

令和 2 年 12 月 24 日

厚生労働大臣 様

住 所 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2

氏 名 年金 花子



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

生計同一関係に関する申立書

遺族年金

未支給

一時金

配偶者・子用

様式3

生計同一関係に関する申立書

生計同一関係にあったことの申立

申立年月日：令和____年____月____日 ※ この申立書の記入日を記載してください。

私と下記②の者は、下記②の者が亡くなった当時、生計を同じくしていました。

① 請求される方の住所、氏名

住所 _____

氏名 _____

② 亡くなった方（被保険者、被保険者であった方）の住所（亡くなった当時）、氏名

住所 _____

氏名 _____（①との続柄： _____）

上記①・②の方の状況に応じて、次の1～3のいずれか1つに○を付した上で、必要事項を記載してください。

1. ①と②は、住民票上は別世帯でしたが、住民票上の住所は同一でした。

【住民票上、別世帯となっていた理由を以下に記載してください。】

2. ①と②は、住民票上は別住所でしたが、実際は同居していました。

【住民票上、別世帯（別住所）となっていた理由を以下に記載してください。】

裏面へ続く



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

生計同一関係に関する申立書

遺族年金

未支給

一時金

配偶者・子用

様式3

3. ①と②は、別居していました。また、住民票上も別住所でした。

(1) 別居していた理由を以下に記載してください。

(2) 経済的援助の状況について、以下に記載してください。

②(亡くなった方)から①(請求される方)に対する経済的援助(あり・なし)

経済的援助の回数 (年・月 約 _____ 回程度)

経済的援助の内容 _____

◎ 上記の経済的援助が「なし」の場合は、以下に記載してください。

①(請求される方)から②(亡くなった方)に対する経済的援助(あり・なし)

経済的援助の回数 (年・月 約 _____ 回程度)

経済的援助の内容 _____

(3) 音信・訪問の状況について、以下の㉑～㉓に記載してください。

㉑ 音信の手段 (訪問・電話・メール・その他: _____)

㉒ 訪問回数 (年・月・週 : 約 _____ 回程度)

㉓ 音信・訪問の内容 _____

第三者による証明欄

※ 上記1に○をされた場合(住民票上は別世帯だが、住民票上の住所は同一である場合)または生計同一関係証明書類を提出している場合は記入不要です。

上記の事実と相違ないことを証明します。

また、私は上記①及び②の者の民法上の三親等内の親族ではありません。

証明年月日: 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ※ 表面の申立日(記入日)以後に証明してください。

住所 _____

氏名 _____ 電話番号 _____ - _____

※ 法人(会社、病院、施設等)・個人商店として証明する場合は、所在地・名称及び証明者の役職名と氏名を記入してください。

日本年金機構理事長 様



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

生計同一関係に関する申立書

遺族年金

未支給

一時金

配偶者・子以外用

様式4

生計同一関係に関する申立書

生計同一関係にあったことの申立

申立年月日：令和____年____月____日 ※ この申立書の記入日を記載してください。

私と下記②の者は、下記②の者が亡くなった当時、生計を同じくしていました。

① 請求される方の住所、氏名

住所 _____

氏名 _____

② 亡くなった方（被保険者、被保険者であった方）の住所（亡くなった当時）、氏名

住所 _____

氏名 _____（①との続柄：_____）

上記①・②の方の状況に応じて、次の1、2のいずれか1つに○を付した上で、必要事項を記載してください。

1. ①と②は、住民票上は別住所でしたが、実際は同居していました。

【住民票上、別住所となっている理由を以下に記載してください。】

裏面へ続く



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

生計同一関係に関する申立書

遺族年金

未支給

一時金

配偶者・子以外用

様式4

2. ①と②は、別居していました。また、住民票上も別住所でした。

【経済的援助の状況について、以下に記載してください。】

②（亡くなった方）から①（請求される方）に対する経済的援助（あり・なし）

経済的援助の回数 （年・月 約 _____ 回程度）

経済的援助の金額 （年・月 約 _____ 円程度）

経済的援助の内容

◎ 上記の経済的援助が「なし」の場合は、以下に記載してください。

①（請求される方）から②（亡くなった方）に対する経済的援助（あり・なし）

経済的援助の回数 （年・月 約 _____ 回程度）

経済的援助の金額 （年・月 約 _____ 円程度）

経済的援助の内容

第三者による証明欄

※ 生計同一関係証明書類を提出している場合は記入不要です。

上記の事実と相違ないことを証明します。

また、私は上記①及び②の者の民法上の三親等内の親族ではありません。

証明年月日：令和____年____月____日 ※ 表面の申立日（記入日）以後に証明してください。

住所 _____

氏名 _____ 電話番号 _____ - _____ - _____

※ 法人（会社、病院、施設等）・個人商店として証明する場合は、所在地・名称及び証明者の役職名と氏名を記入してください。

日本年金機構理事長 様



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

事実婚関係に関する申立書

遺族年金

未支給

一時金

事実婚用

様式7

事実婚関係及び生計同一関係に関する申立書

婚姻の意思及び夫婦として共同生活を営んでいたこと並びに生計同一関係にあったことの申立

申立年月日：令和____年____月____日 ※ この申立書の記入日を記載してください。

私と下記②の者は、下記②の者が亡くなった当時、戸籍簿上の婚姻関係にはありませんでしたが、共に婚姻する意思を持って夫婦としての共同生活を営み、生計を同じくしていました。

① 請求される方の住所、氏名

住所 _____

氏名 _____

② 亡くなった方（配偶者）の住所（亡くなった当時）、氏名

住所 _____

氏名 _____

上記①・②の方の状況に応じて、次の1～3のいずれか1つに○を付した上で、必要事項を記載してください。

1. ①と②は、住民票上は別世帯でしたが、住民票上の住所は同一でした。

【住民票上、別世帯となっていた理由を以下に記載してください。】

2. ①と②は、住民票上は別住所でしたが、実際は同居していました。

【住民票上、別世帯（別住所）となっていた理由を以下に記載してください。】

裏面へ続く



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

事実婚関係に関する申立書

遺族年金

未支給

一時金

事実婚用

様式7

3. ①と②は、別居していました。また、住民票上も別住所でした。

(1) 別居していた理由を以下に記載してください。

(2) 経済的援助の状況について、以下に記載してください。

② (亡くなった方) から① (請求される方) に対する経済的援助 (あり ・ なし)

経済的援助の回数 (年 ・ 月 約 _____ 回程度)

経済的援助の内容 _____

◎ 上記の経済的援助が「なし」の場合は、以下に記載してください。

① (請求される方) から② (亡くなった方) に対する経済的援助 (あり ・ なし)

経済的援助の回数 (年 ・ 月 約 _____ 回程度)

経済的援助の内容 _____

(3) 音信・訪問の状況について、以下の㉖～㉘に記載してください。

㉖ 音信の手段 (訪問・電話・メール・その他: _____)

㉗ 訪問回数 (年 ・ 月 ・ 週 : 約 _____ 回程度)

㉘ 音信・訪問の内容 _____

第三者による証明欄

上記の事実と相違ないことを証明します。

また、私は上記①及び②の者の民法上の三親等内の親族ではありません。

証明年月日: 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ※ 表面の申立日(記入日)以後に証明してください。

住所 _____

氏名 _____ 電話番号 _____ - _____ - _____

※ 法人(会社、病院、施設等)・個人商店として証明する場合は、所在地・名称及び証明者の役職名と氏名を記入してください。

日本年金機構理事長 様



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

遺族年金失権届

遺族年金失権届

※遺族基礎年金を受給されている方は、本届出により遺族年金生活者支援給付金の支給も終了します。

① 個人番号(または基礎年金番号) ※基礎年金番号で届出する場合は左欄に記入													
年金コード													
② 生 年 月 日		大 正 ・ 昭 和 ・ 平 成 ・ 令 和				年		月		日			
③ 失権の事由に該当した年月日		昭 和 ・ 平 成 ・ 令 和				年		月		日			
④ 失権の事由	※	ア 婚姻(事実上の関係を含む。)した。 イ 直系血族または直系姻族以外の者の養子(事実上の関係を含む。)となった。 ウ 離婚 エ 受給権者の障害の程度がよくなった。 オ 18歳到達日以後の最初の3月31日を終了した子・孫の障害の程度がよくなった。 (昭和52年4月1日以前に生まれた者については18歳以上) カ 受給権を取得した当時、55歳未満であった父母・祖父母の障害の程度がよくなった。 キ 受給権を取得した当時、60歳未満であった父母・祖父母の障害の程度がよくなった。 ク 受給権を取得した当時、60歳未満であった兄弟姉妹(18歳到達日以後の最初の3月31日を終了した者に限る。)の障害の程度がよくなった。 (昭和52年4月1日以前に生まれた者については18歳以上) ケ 被保険者または被保険者であった者の死亡当時、胎児であった子が生まれた。 コ 先順位の受給権者の所在が明らかとなった。 サ 遺児年金の受給権者が父または母と生計同一となった。 シ 老齢基礎年金の受給権が発生したことにより寡婦年金が受けられなくなった。											
	07												
	09												
	10												
	50												
52													
⑤ 氏 名		(フリガナ) (氏)						(名)					
⑥ 郵便番号													
⑦ 住 所		※住所コード				(フリガナ)				市区 町村			
令和 年 月 日提出		電話番号()-()-()											

記入上の注意

- ※印欄は、記入しないでください。
- ②の元号は、該当する文字を○印で囲んでください。たとえば、昭和9年1月6日生まれの場合は、

大正	昭和	平成	令和
	0	9	0
	1	0	6

 のように記入してください。
- ③には、④のアからシまでのいずれかに該当した年月日を記入してください。
- ④は、該当しているところの記号(ア、イ、ウ等)を○印で囲んでください。
- 失権の事由がアからウに該当する方は、変更となった氏名、住所を⑤から⑦に記入してください。
- ⑤、⑦のフリガナは、カタカナではっきりと記入してください。

この届書に添えなければならない書類

- 年金証書
- 年金証書を添えることができないときは、その事由書





請求書等記入例 – 必要書類を含む –

遺族年金受給権者氏名変更理由届

遺族年金受給権者氏名変更理由届

① 個人番号（または基礎年金番号）および年金コード	個人番号（または基礎年金番号）（※左詰め記入）	年金コード
② 生 年 月 日	明 大 昭 平	年 月 日
③ 氏 名	(フリガナ) (氏) (名)	
④ 変 更 の 理 由	a 婚姻前の氏（旧姓）に戻したため b 直系血族又は直系姻族の養子となったため c その他（ ）	
⑤ 備 考		

平成 年 月 日 提出

郵便番号 □□□-□□□□

住 所

受給権者名 (フリガナ)

氏 名

自宅の電話番号 () - () - ()

記入上の注意

- ④は、該当する理由の記号を○印で囲んでください。「その他」の場合は、具体的に（ ）内に記入してください。
- 受給権者が自ら署名する場合には、押印は不要です。

提出にあたっての注意

- 氏名を変更した日から 10 日以内（遺族基礎・寡婦年金の受給者の場合は 14 日以内）に提出してください。
※この届出書を提出いただけない場合、年金の支払いが一時止まる場合がありますのでご注意ください。
- 氏名の変更の理由が「婚姻」、「直系血族及び直系姻族以外の者との養子縁組」又は「死亡した方との養子縁組の解消」の場合、遺族年金失権届の提出が必要となります。遺族年金失権届を提出する場合、この届出の提出は必要ありません。

この届書に添えなければならない書類

- 戸籍の抄本その他の氏名の変更の理由を明らかにする書類
- 記入されたマイナンバー（個人番号）は、マイナンバーが正しい番号であることの確認（番号確認）および提出する者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元（実存）確認）が必要のため、以下の（1）または（2）を提出してください。
 - マイナンバーカード（個人番号カード）※番号確認と身元（実存）確認できる情報の両方が記載されているため、1 種類で確認が可能です。
 - 以下の 2 種類（㉞と㉟ 1 種類ずつ）を提出してください。
 - マイナンバーが記載されている書類から 1 種類
住民票（マイナンバー記載のもの）または通知カード
 - 身元（実存）確認のできる書類から 1 種類
運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード等

【窓口で提出される場合】

上記（1）マイナンバーカードまたは（2）の㉞と㉟ 1 種類ずつの原本を提示してください。

【郵送で提出される場合】

マイナンバーカードは、両面のコピーまたは（2）の㉞と㉟ 1 種類ずつのコピーを提出してください。

日本年金機構
受付年月日

- 遺族（請求者）の範囲 -



= 「三親等の傍系血族」

※ 死亡者および請求者の三親等内の親族は、第三者証明の認証が不可能。



= 寡婦年金



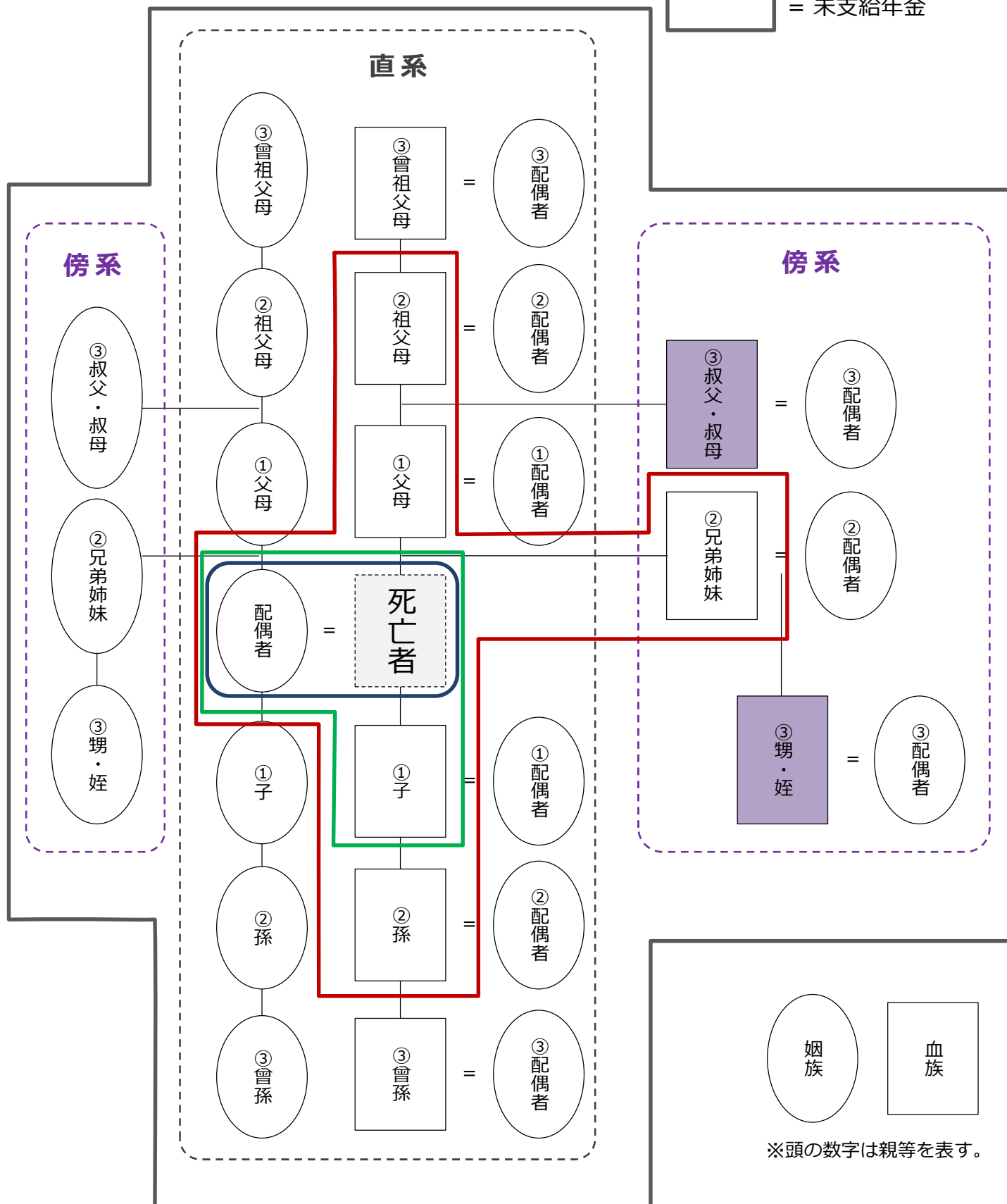
= 遺族基礎年金



= 死亡一時金



= 未支給年金



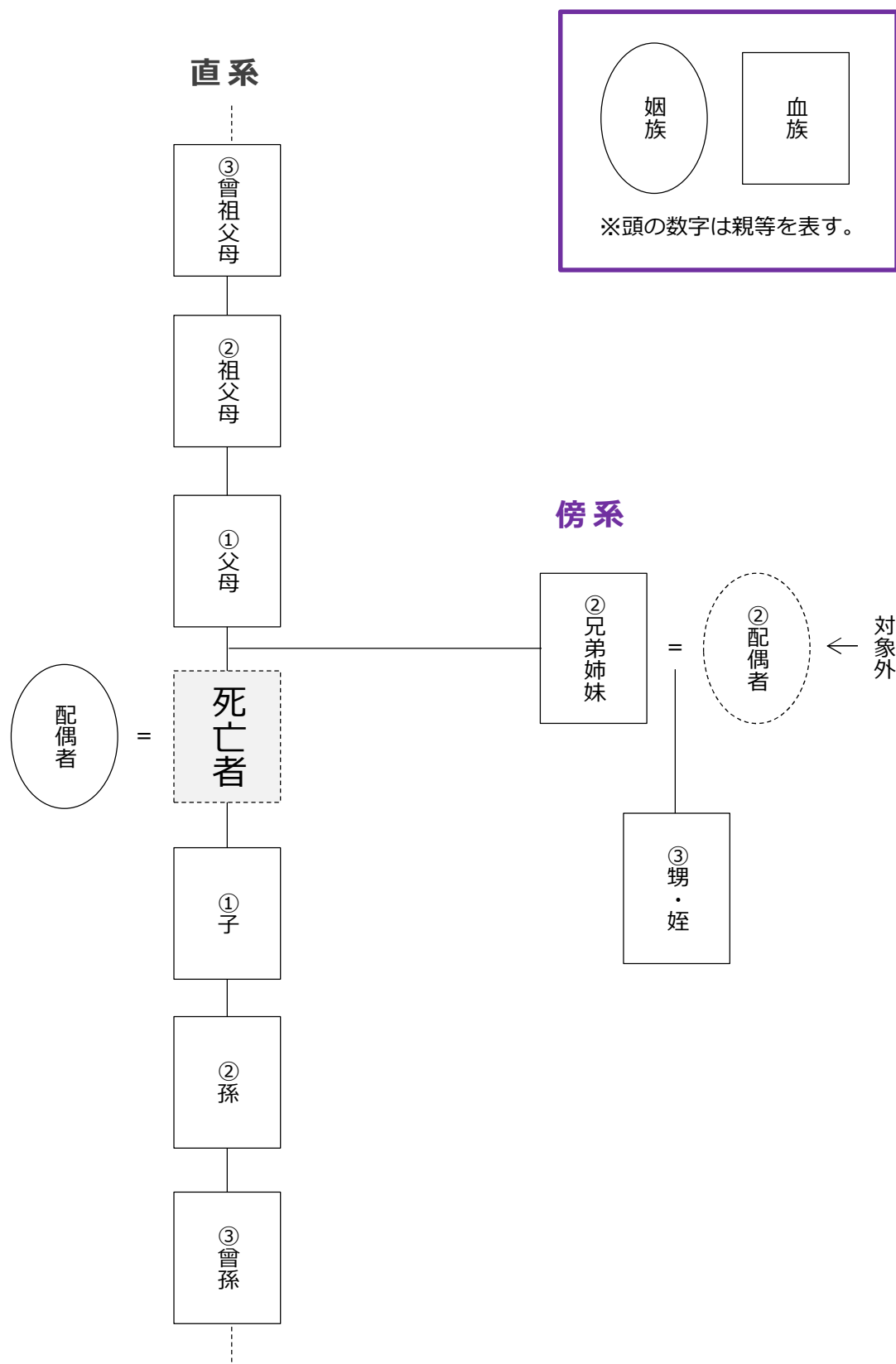
— 法定相続人の範囲 —

※ 配偶者は常に相続人となる。

第1順位：直系卑属（子、孫、曾孫など）

第2順位：直系尊属（父母、祖父母、曾祖父母など）

第3順位：兄弟姉妹



— 年齢早見表 —（令和8年1月1日～12月31日）

和暦（年）	西暦（年）	年齢	和暦（年）	西暦（年）	年齢	和暦（年）	西暦（年）	年齢
昭和10	1935	91	昭和41	1966	60	平成8	1996	30
昭和11	1936	90	昭和42	1967	59	平成9	1997	29
昭和12	1937	89	昭和43	1968	58	平成10	1998	28
昭和13	1938	88	昭和44	1969	57	平成11	1999	27
昭和14	1939	87	昭和45	1970	56	平成12	2000	26
昭和15	1940	86	昭和46	1971	55	平成13	2001	25
昭和16	1941	85	昭和47	1972	54	平成14	2002	24
昭和17	1942	84	昭和48	1973	53	平成15	2003	23
昭和18	1943	83	昭和49	1974	52	平成16	2004	22
昭和19	1944	82	昭和50	1975	51	平成17	2005	21
昭和20	1945	81	昭和51	1976	50	平成18	2006	20
昭和21	1946	80	昭和52	1977	49	平成19	2007	19
昭和22	1947	79	昭和53	1978	48	平成20	2008	18
昭和23	1948	78	昭和54	1979	47	平成21	2009	17
昭和24	1949	77	昭和55	1980	46	平成22	2010	16
昭和25	1950	76	昭和56	1981	45	平成23	2011	15
昭和26	1951	75	昭和57	1982	44	平成24	2012	14
昭和27	1952	74	昭和58	1983	43	平成25	2013	13
昭和28	1953	73	昭和59	1984	42	平成26	2014	12
昭和29	1954	72	昭和60	1985	41	平成27	2015	11
昭和30	1955	71	昭和61	1986	40	平成28	2016	10
昭和31	1956	70	昭和62	1987	39	平成29	2017	9
昭和32	1957	69	昭和63	1988	38	平成30	2018	8
昭和33	1958	68	昭和64／ 平成元	1989	37	平成31／ 令和元	2019	7
昭和34	1959	67	平成 2	1990	36	令和 2	2020	6
昭和35	1960	66	平成3	1991	35	令和 3	2021	5
昭和36	1961	65	平成4	1992	34	令和 4	2022	4
昭和37	1962	64	平成5	1993	33	令和 5	2023	3
昭和38	1963	63	平成6	1994	32	令和 6	2024	2
昭和39	1964	62	平成7	1995	31	令和7	2025	1
昭和40	1965	61						

— 年齢早見表 —（令和7年1月1日～12月31日）

和暦（年）	西暦（年）	年齢	和暦（年）	西暦（年）	年齢	和暦（年）	西暦（年）	年齢
昭和9	1934	91	昭和40	1965	60	平成7	1995	30
昭和10	1935	90	昭和41	1966	59	平成8	1996	29
昭和11	1936	89	昭和42	1967	58	平成9	1997	28
昭和12	1937	88	昭和43	1968	57	平成10	1998	27
昭和13	1938	87	昭和44	1969	56	平成11	1999	26
昭和14	1939	86	昭和45	1970	55	平成12	2000	25
昭和15	1940	85	昭和46	1971	54	平成13	2001	24
昭和16	1941	84	昭和47	1972	53	平成14	2002	23
昭和17	1942	83	昭和48	1973	52	平成15	2003	22
昭和18	1943	82	昭和49	1974	51	平成16	2004	21
昭和19	1944	81	昭和50	1975	50	平成17	2005	20
昭和20	1945	80	昭和51	1976	49	平成18	2006	19
昭和21	1946	79	昭和52	1977	48	平成19	2007	18
昭和22	1947	78	昭和53	1978	47	平成20	2008	17
昭和23	1948	77	昭和54	1979	46	平成21	2009	16
昭和24	1949	76	昭和55	1980	45	平成22	2010	15
昭和25	1950	75	昭和56	1981	44	平成23	2011	14
昭和26	1951	74	昭和57	1982	43	平成24	2012	13
昭和27	1952	73	昭和58	1983	42	平成25	2013	12
昭和28	1953	72	昭和59	1984	41	平成26	2014	11
昭和29	1954	71	昭和60	1985	40	平成27	2015	10
昭和30	1955	70	昭和61	1986	39	平成28	2016	9
昭和31	1956	69	昭和62	1987	38	平成29	2017	8
昭和32	1957	68	昭和63	1988	37	平成30	2018	7
昭和33	1958	67	昭和64／ 平成元	1989	36	平成31／ 令和元	2019	6
昭和34	1959	66	平成 2	1990	35	令和 2	2020	5
昭和35	1960	65	平成3	1991	34	令和 3	2021	4
昭和36	1961	64	平成4	1992	33	令和 4	2022	3
昭和37	1962	63	平成5	1993	32	令和 5	2023	2
昭和38	1963	62	平成6	1994	31	令和 6	2024	1
昭和39	1964	61						

－ 特別支給の老齢厚生年金について－



受け取るための要件

- ・ 男性の場合、昭和36年4月1日以前に生まれたこと。
- ・ 女性の場合、昭和41年4月1日以前に生まれたこと。
- ・ 老齢基礎年金の受給資格期間（原則として10年）があること。
- ・ 厚生年金保険等に1年以上加入していたこと。
- ・ 60歳以上であること。

また、「特別支給の老齢厚生年金」には、「報酬比例部分」と「定額部分」の2つがあり、生年月日と性別により、支給開始年齢が変わります。



例示

【男性】昭和16年4月1日以前、【女性】昭和21年4月1日以前		
60歳	65歳	70歳
報酬比例部分		老齢厚生年金
定額部分		老齢基礎年金
【男性】昭和16年4月2日～昭和18年4月1日、【女性】昭和21年4月2日～昭和23年4月1日		
60歳	65歳	70歳
報酬比例部分		老齢厚生年金
61歳	定額部分	老齢基礎年金
【男性】昭和18年4月2日～昭和20年4月1日、【女性】昭和23年4月2日～昭和25年4月1日		
60歳	65歳	70歳
報酬比例部分		老齢厚生年金
62歳	定額部分	老齢基礎年金
【男性】昭和20年4月2日～昭和22年4月1日、【女性】昭和25年4月2日～昭和27年4月1日		
60歳	65歳	70歳
報酬比例部分		老齢厚生年金
63歳	定額部分	老齢基礎年金

－ 特別支給の老齢厚生年金について－

【男性】 昭和22年4月2日～昭和24年4月1日、【女性】 昭和27年4月2日～昭和29年4月1日		
60歳	65歳	70歳
報酬比例部分		老齢厚生年金
64歳	定額部分	老齢基礎年金
【男性】 昭和24年4月2日～昭和28年4月1日、【女性】 昭和29年4月2日～昭和33年4月1日		
60歳	65歳	70歳
報酬比例部分		老齢厚生年金
		老齢基礎年金
【男性】 昭和28年4月2日～昭和30年4月1日、【女性】 昭和33年4月2日～昭和35年4月1日		
61歳	65歳	70歳
報酬比例部分		老齢厚生年金
		老齢基礎年金
【男性】 昭和30年4月2日～昭和32年4月1日、【女性】 昭和35年4月2日～昭和37年4月1日		
62歳	65歳	70歳
報酬比例部分		老齢厚生年金
		老齢基礎年金
【男性】 昭和32年4月2日～昭和34年4月1日、【女性】 昭和37年4月2日～昭和39年4月1日		
63歳	65歳	70歳
報酬比例部分		老齢厚生年金
		老齢基礎年金
【男性】 昭和34年4月2日～昭和36年4月1日、【女性】 昭和39年4月2日～昭和41年4月1日		
64歳	65歳	70歳
報酬比例部分		老齢厚生年金
		老齢基礎年金
【男性】 昭和36年4月2日以後、【女性】 昭和41年4月2日以後		
	65歳	70歳
	老齢厚生年金	
	老齢基礎年金	

－ 年金請求窓口のご確認ほか －

年金請求窓口のご確認

お亡くなりになった方が、亡くなられた日において加入していた被保険者区分によって、年金請求窓口は以下のようになっております。

亡くなられた日における被保険者区分	請求窓口
第1号被保険者	当市区町村窓口
第2号被保険者	年金事務所
第3号被保険者	年金事務所
未加入者（60歳以上65歳未満）	年金事務所

年金のご相談

問い合わせ先	電話番号 (FAX番号)	受付時間
〇〇年金事務所	00-0000-0000	平日：〇〇時～〇〇時 土日祝：〇〇時～〇〇時
街角の年金相談センター	00-0000-0000	平日：〇〇時～〇〇時 土日祝：〇〇時～〇〇時
ねんきんダイヤル ※土曜日、日曜日、祝日 (第2土曜日を除く)、 12月29日から1月3日は ご利用いただけません。	0570-05-1165	・月曜日：午前8時30分～午後 7時00分（月曜日が祝日の場 合は翌開所日） ・火曜日～金曜日：午前8時30 分～午後5時15分 ・第2土曜日：午前9時30分～ 午後4時00分
〇〇市区町村窓口	00-0000-0000 (00-0000-0000)	平日：〇〇時～〇〇時 土日祝：〇〇時～〇〇時

－ 年金請求窓口のご確認ほか －



国民年金被保険者の種類

国民年金被保険者の種類は職業などによって3種類あり、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が違います。

	どんな人が？	加入の届出先は？	保険料の納付は？
第1号被保険者 (20歳以上 60歳未満)	国内居住者である ・ 学生 ・ 自営業者 ・ 農林漁業者 等	お住まいの市区役所 または町村役場	各自が納付
第2号被保険者	・ 会社員 ・ 公務員 等	お勤め先で事業主が 届出	お勤め先で納付 (給料から天引き)
第3号被保険者 (20歳以上 60歳未満)	第2号被保険者に 扶養されている 配偶者	配偶者のお勤め先経 由で届出	自己負担なし (配偶者が加入する年金 制度が負担)

※なお、国民年金に任意加入する方も第1号被保険者と同じ扱いとなります。

➡ 老-No.10

— 年金額の推移 —

種別			年月	令和3.4～	令和4.4～	令和5.4～ (※)	令和6.4～ (※)	令和7.4～ (※)
				年 額	年 額	年 額	年 額	年 額
老 齢 基 礎 年 金			-	(定額分) 780,900円 (満額)	(定額分) 777,800円 (満額)	(定額分) 795,000円 (満額)	(定額分) 816,000円 (満額)	(定額分) 831,700円 (満額)
				(付加年金) 200円×納付 月数	(付加年金) 200円×納付 月数	(付加年金) 200円×納付 月数	(付加年金) 200円×納付 月数	(付加年金) 200円×納付 月数
障 害 基 礎 年 金	1級			976,125円	972,250円	993,750円	1,020,000円	1,039,625
	2級			781,700円	780,900円	777,800円	795,000円	831,700円
	子の加算（1人）			224,700円	223,800円	228,700円	234,800円	239,300
	3人目以後			74,900円	74,600円	76,200円	78,300円	79,800
遺 族 基 礎 年 金	配 偶 者 に 支 給 す る 額	子が1人		1,005,600円	1,001,600円	1,023,700円	1,050,800円	1,071,000
		子が2人		1,230,300円	1,225,400円	1,252,400円	1,285,600円	1,310,300
		3人目以後		74,900円を 加算	74,600円を 加算	76,200円を 加算	78,300円を 加算	79,800円を 加算
	子 に 支 給 す る 額	子が1人		780,900円	777,800円	795,000円	816,000円	831,700
		子が2人		1,005,600円	1,001,600円	1,023,700円	1,050,800円	1,071,000
		3人目以後		74,900円を 加算	74,600円を 加算	76,200円を 加算	78,300円を 加算	79,800円を 加算
寡婦年金		計算方法	死亡した夫の第1号被保険者期間に係る老齢基礎年金の額×4分の3					
死 亡 一 時 金	定 額 給 付	36ヵ月以上 180ヵ月未満	120,000円					
		180ヵ月以上 240ヵ月未満	145,000円					
		240ヵ月以上 300ヵ月未満	170,000円					
		300ヵ月以上 360ヵ月未満	220,000円					
		360ヵ月以上 420ヵ月未満	270,000円					
		420ヵ月以上	320,000円					

※昭和31年4月2日生まれ以降の方の満額となります。